

坂出緩衝緑地 再整備基本計画

令和5年6月 坂出市



目 次

第1章　はじめに	1
1　計画策定の目的	1
2　対象地.....	1
第2章　現況把握	2
1　坂出緩衝緑地の現況	2
1-1　現況.....	2
1-2　整備経緯.....	3
1-3　管理運営状況.....	4
1-4　災害時の考え方.....	6
1-5　市内公園の現況.....	7
2　人口.....	9
2-1　坂出市の人口推移.....	9
2-2　坂出緩衝緑地周辺の人口分布.....	10
3　土地利用.....	11
4　交通.....	12
4-1　鉄道.....	12
4-2　一般路線バス.....	12
4-3　坂出市循環バス.....	13
4-4　道路交通.....	13
5　都市施設.....	14
5-1　商業施設.....	14
5-2　子育て施設.....	15
5-3　教育施設.....	15
5-4　文化施設.....	16
5-5　宿泊施設.....	16
6　法規制.....	17
6-1　都市公園法に基づく「坂出緩衝緑地」の位置づけ	17
6-2　都市公園法に基づく隣接する「都市公園」の位置づけ	17
6-3　緩衝緑地としての機能.....	19
6-4　緩衝緑地の緑化面積に関する基準	19
6-5　都市公園内に整備可能な施設.....	20

6-6	公園施設の設置および管理	22
7	上位関連計画	27
7-1	上位関連計画とその位置付け	27
7-2	上位関連計画の整理	28
8	市民意向の把握	31
8-1	まちづくりアンケートの実施	31
8-2	さかいで未来会議の開催	35
8-3	坂出緩衝緑地の未来を考えるワークショップの実施	37
9	課題	42
第3章 再整備基本計画		43
1	基本的な考え方	43
		43
2	再整備の方策	44
3	ターゲットと必要な機能の整理	45
3-1	ターゲット	45
3-2	必要な機能	46
4	ターゲット設定と緩衝緑地活用のイメージ	47
5	空間配置イメージ	48

第1章 はじめに

1 計画策定の目的

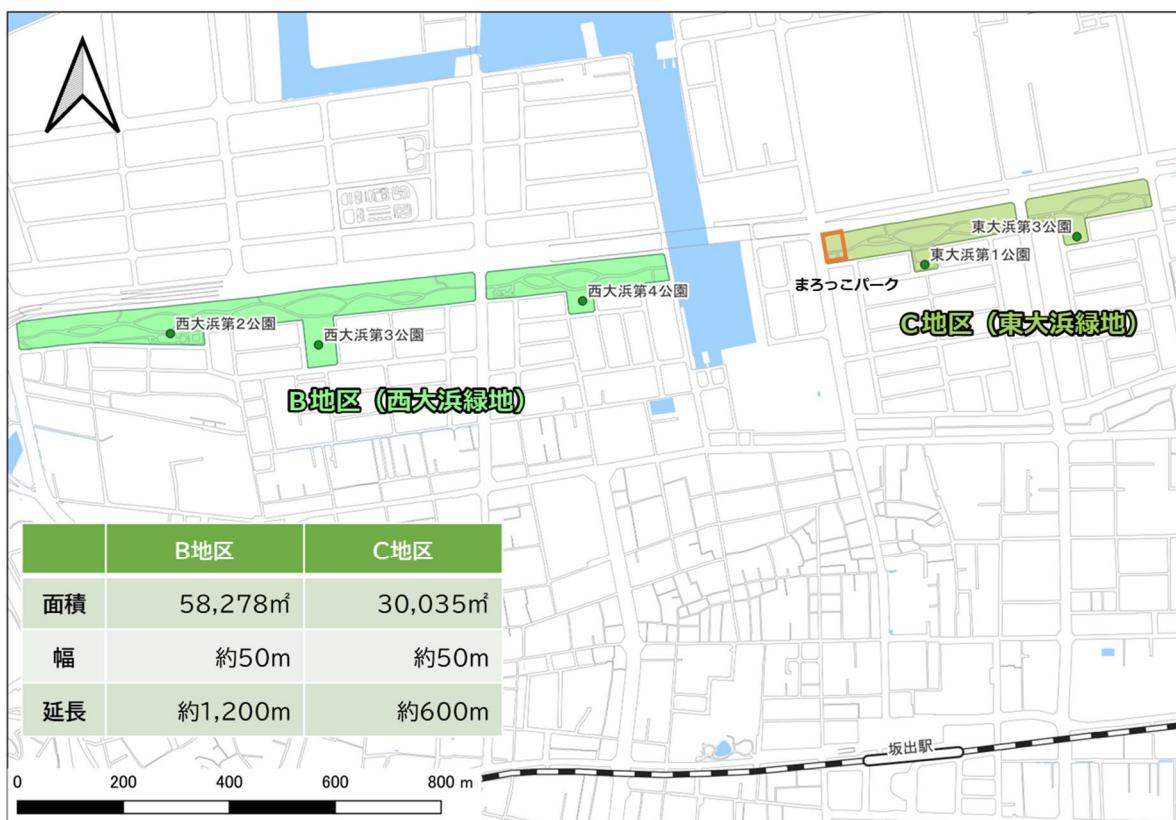
坂出緩衝緑地は、番の州地区や周辺の工業団地の開発に伴い、公害防止や市街地の生活環境保全を目的として香川県、坂出市、事業者の協力のもと、昭和49年度から昭和54年度に整備された都市公園であり、同様に適正な維持管理がなされてきた。一方で、整備から40年以上が経過し、現在は木々が茂り、安全面や防犯面に対する不安が市民から寄せられている。

番の州地区などの工業団地からの環境的影響は、整備当時と比べて改善していることなどから、緩衝緑地としての機能は維持しつつも住宅地に近い中心市街地に位置する豊かな緑をいかした憩いの場の創出が求められている。

そこで、「坂出駅周辺再整備基本構想」における6つの拠点エリアの1つとして豊かな自然環境と長大な空間をいかしながら、多様な世代が集い、交流する市民の活動拠点を創出する場としての再整備を計画することとする。

2 対象地

「坂出駅周辺再整備基本構想」をうけ、坂出緩衝緑地（B地区およびC地区）を計画対象地とする。



第2章 現況把握

1 坂出緩衝緑地の現況

1-1 現況

坂出緩衝緑地は、番の州工業地帯の埋め立てに伴い、臨海部の公害や騒音を低減し、市街地の生活環境を保全することを目的に、香川県が公害防止事業団（現：独立行政法人環境再生保全機構）に委託して昭和49年度から昭和54年度に整備した。

事業面積は21haで、坂出市の北西に位置する番の州埋立地のA地区と臨海部に広がる塩田跡地を東西に延びるB地区、C地区に分けられ、A地区は工場群を前面にした12haで、植栽地を広く設けるとともに、野球場、運動広場を設置し、地域住民のスポーツ、レクリエーションなどに広く活用されている。

一方で、B・C地区は延長1.8km、幅員50m、面積9haの帯状の緑地で、JR予讃線の北側約1kmの位置に立地し、中心市街地に近接しているものの、周囲に駐車場がなく、木々が生い茂っており利用者も少ない状況にある。

「坂出駅周辺再整備基本構想」では、坂出緩衝緑地（B・C地区）を「Community Gate」として、B・C地区の中央に位置する西運河入船エリア「Port Gate」と一体的に中心市街地への玄関としての役割を持つ地区に位置付けている。



1-2 整備経緯

坂出緩衝緑地に係るこれまでの経緯を以下に整理する。

昭和30年代後半～40年代後半	<p>昭和30年代後半から坂出の番の州に臨海工業地帯が形成され、また市街地北部の塩田跡地は昭和40年代後半から区画整理とともに新しい市街地づくりが進められた。</p> <p>これを契機として、香川県は、坂出市と番の州などに立地している事業者の協力を得て、地域住民の健康を守り、生活環境の保全を目的とする環境対策と坂出市の新しい市街地整備をめざして、公害防止事業団（現：独立行政法人環境再生保全機構）に委託して整備したものである。</p>
昭和50年3月	坂出緩衝緑地 着工
昭和52年4月	A地区・C地区 供用開始
昭和55年3月	坂出緩衝緑地 竣工 (総事業費 3,945百万円)
昭和55年5月	B地区 供用開始
平成18年～	平成18年度から指定管理者制度を導入。
令和2年2月	これまで維持管理費用を香川県、坂出市、事業者の3者で負担していたが、坂出緩衝緑地の周辺環境は整備当時と比べて改善していることなどを理由として、公害防止事業費事業者負担法に基づく事業者の負担を終了させることを「第24回香川県環境審議会生活環境部会（令和2年2月6日開催）」で決定。
令和2年3月	上記の決定により、3月31日に「坂出緩衝緑地費用負担計画」を廃止。
令和3年4月	C地区内にまろっこパークが開設。
令和4年3月～	令和4年3～5月にまろっこパークで、公民連携による公園の魅力向上に向けて市場性や事業課題等を把握することを目的に、移動販売車等の営業を行うトライアル・サウンディングを坂出市が実施。以降、移動販売車等の出店は継続中。

出典：環境報告書2007 独立行政法人環境再生保全機構、坂出緩衝緑地HP等を基に作成

1-3 管理運営状況

坂出緩衝緑地は平成 18 年度から指定管理者制度により、施設の管理運営等が行われております、その状況を整理する。

(1) 概要

項目	内容
施設名	坂出緩衝緑地
施設所管課名	香川県交流推進部交流推進課
指定管理者が行う業務	<ul style="list-style-type: none">・施設の維持管理に関する事・その他施設の管理運営に必要な事項

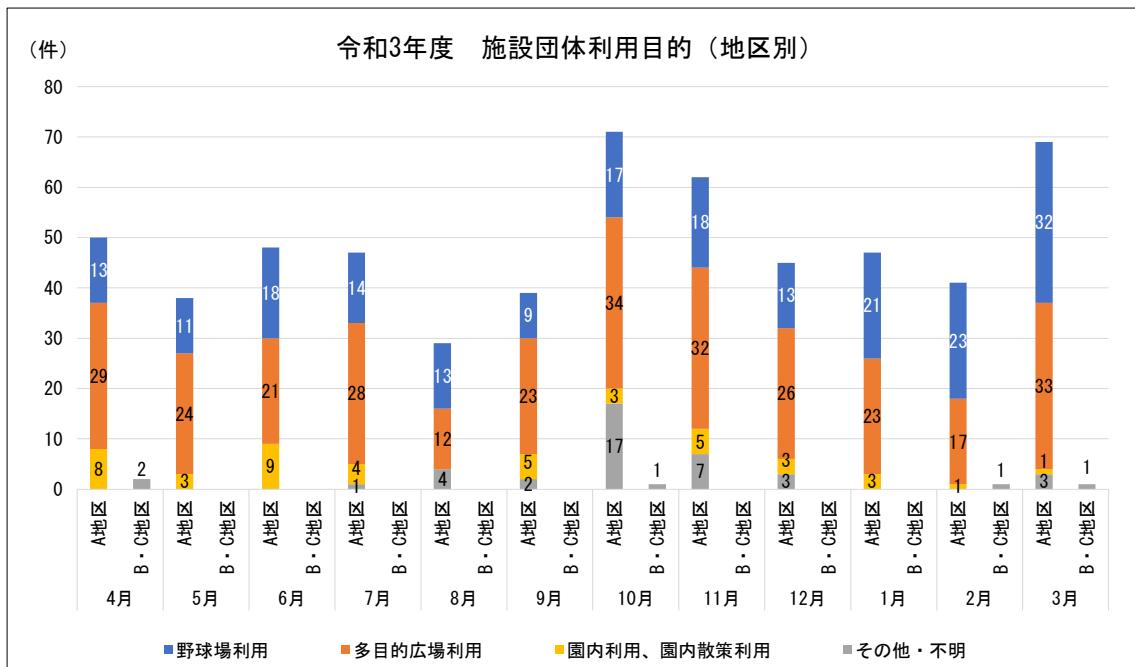
(2) 施設利用者の状況

指定管理者によって、坂出緩衝緑地の特性・特徴を活かしたセミナーやイベントが開催され、多くの利用者が訪れている。特に 11 月の木の実アート展では毎年 1,500 人以上が訪れている。

各種事業・プログラム	開催場所
① ガーデンセミナー＋ステップアップセミナー（不定期）	A 地区
② 園芸相談（毎日）	A 地区
③ 紫花菜祭り（4 月）、バラ祭り（5 月）、アジサイ祭り（6 月）	A 地区
④ 木の実アート展（11 月）	A 地区
⑤ 「坂出の昔話」の提示（平成 26 年から継続中）	C 地区
⑥ 「誕生日の樹 365 日 +1 日」の提示（平成 27 年から継続中）	C 地区
⑦ 「かがわ緑のカーテン」への取り組み（平成 28 年から継続中）	A 地区
⑧ まろっこパーク内の移動販売車等による出店（令和 3 年度から継続中）	C 地区

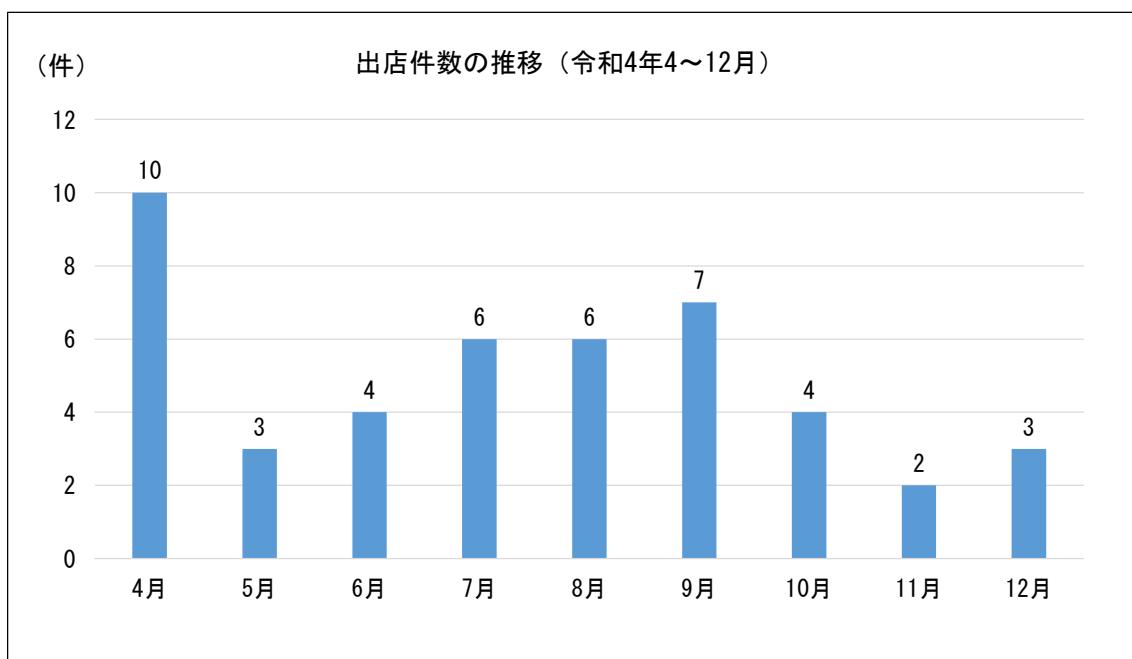
出典：坂出緩衝緑地（番の州球場を除く）運営実績評価（令和 3 年 7 月）を基に作成

令和3年度の団体利用目的では、野球場と多目的広場の利用目的が多く見られる。B・C地区においては団体利用が少なくなっている。



令和3年度 施設団体利用目的（地区別）

令和4年度の移動販売車等の出店件数は4月に次いで、夏季（7～9月）の出店が多く見られる。



※令和3年度は1件

まろっこパーク内においての移動販売車等の出店件数

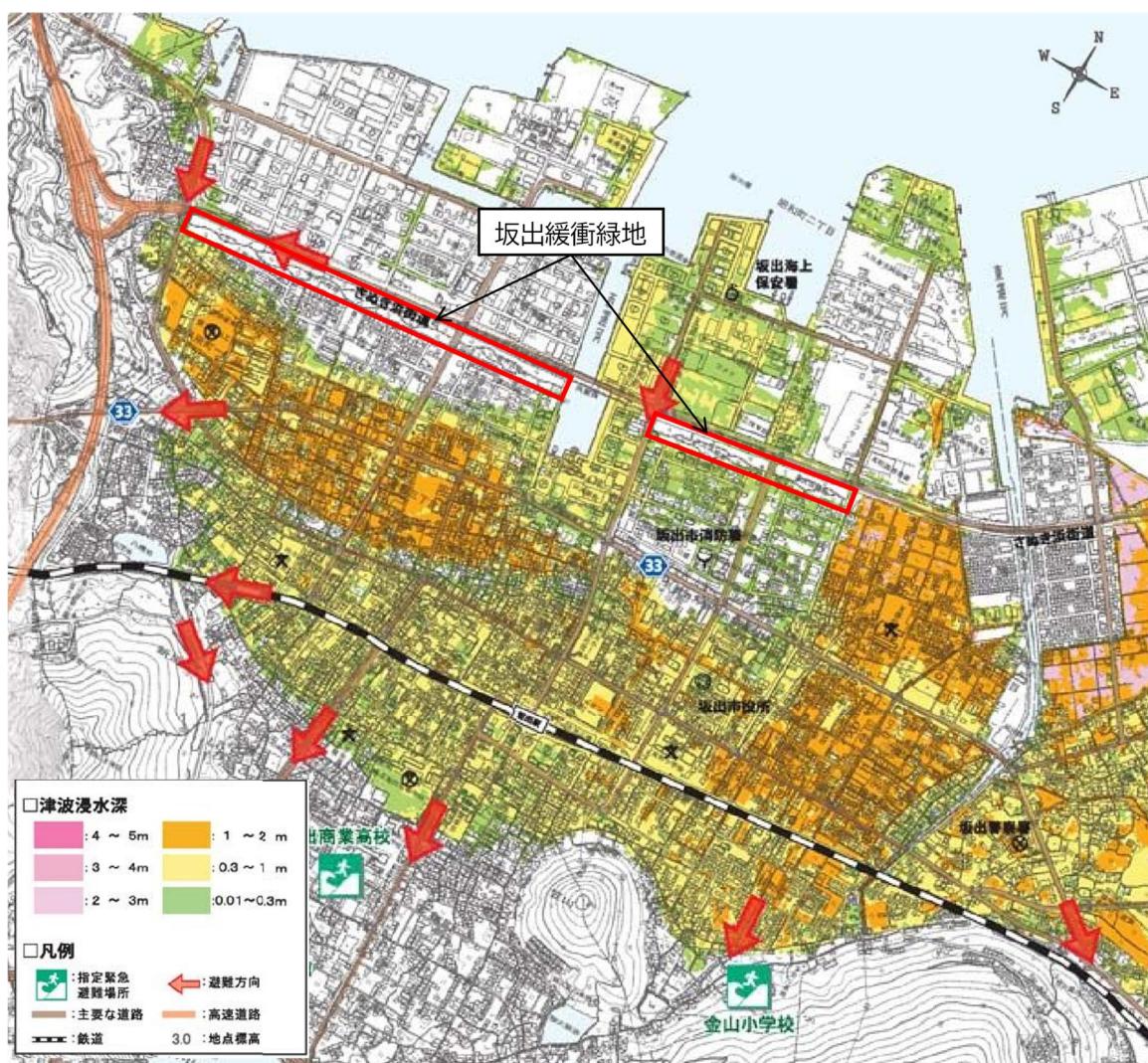
1-4 災害時の考え方

本市は、南海トラフ地震での揺れや津波による大きな被害が懸念されており、避難所への避難者 13,000 人、避難所以外への避難者 8,400 人想定されている。

津波警報が発表されたときは、津波の第一次到達まで約 120 分の時間があることから、津波火災や孤立を避けるためにも浸水想定エリア外（山側）への避難を基本としている。

津波警報が解除されたのち、避難所を調査し、使用が可能であれば開設することとしているが、被災状況によっては使用できない避難所も想定される。また、避難所以外への避難場所としては、自宅、知人宅、車内、公園などへの避難を想定している。

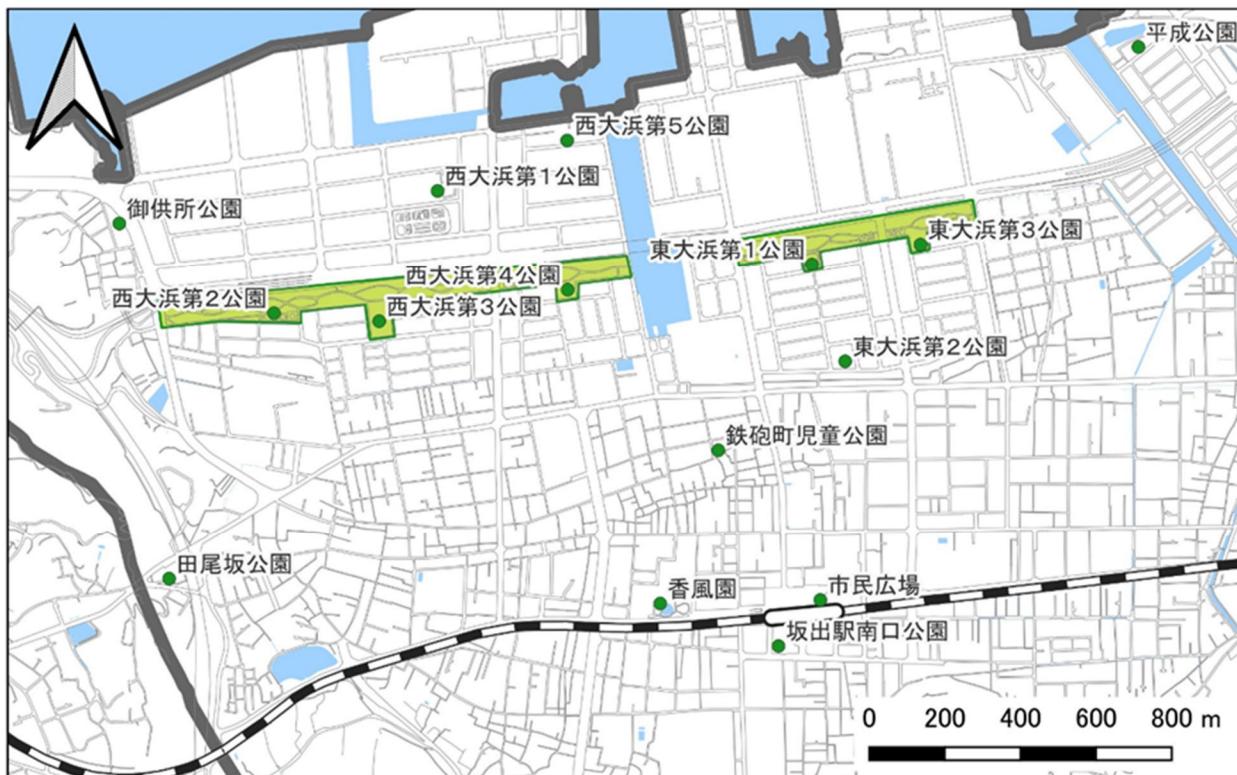
計画地である坂出緩衝緑地は、浸水想定エリア内に位置するが、周辺より地盤が高く、浸水被害が想定されておらず、中心市街地において避難スペースを確保できる唯一の公園であるため、使用できない避難所が発生した場合や、避難所以外に避難する人たちの受け皿となることが求められている。



出典：坂出市津波ハザードマップ

1-5 市内公園の現況

公園は、坂出緩衝緑地に隣接して市管理の5つの街区公園がある他、周辺に複数の街区公園がある。



出典：坂出市 HP



西大浜第2公園



西大浜第3公園



西大浜第4公園



東大浜第1公園



東大浜第3公園

坂出市内には 24 箇所 (62.73ha) の都市公園が存在し、市民 1 人あたりの面積は 12.39 m²/人と全国平均 (10.24 m²/人) を上回っている。

一方、居住誘導区域においては市民一人当たりの面積が 6.10 m²/人と国土交通省の都市公園の整備水準である都市計画区域 16.07 m²/人、市街化区域 10.12 m²/人、人口集中地区 (DID) 7.44 m²/人のいずれの水準も下回っている(整備水準は令和 3 年、人口規模 10 万人以下の値)。また、その大部分を坂出緩衝緑地(西大浜緑地 (B 地区)、東大浜緑地 (C 地区))が占めており、市民の憩いの場所として有効活用することが求められている。

市内における都市公園の一覧

	公園名	種別	面積 (ha)
市管理	聖通寺山公園	風致公園	12.00
	香風園	街区公園	0.57
	鉄砲町児童公園	〃	0.10
	御供所公園	〃	0.35
	鎌田池公園	〃	0.62
	西庄児童公園	〃	0.17
	西原公園	〃	0.16
	東大浜第 1 公園	〃	0.20
	東大浜第 2 公園	〃	0.40
	東大浜第 3 公園	〃	0.20
	西大浜第 1 公園	〃	0.85
	西大浜第 2 公園	〃	0.32
	西大浜第 3 公園	〃	0.51
	西大浜第 4 公園	〃	0.21
	西大浜第 5 公園	〃	0.22
	平成公園	〃	0.19
	田尾坂公園	緩衝緑地	0.71
県管理	下川津緑地公園	〃	1.03
	沙弥島緑地	都市緑地	0.44
	林田与北緑地	〃	0.14
	市民広場	広場公園	0.27
	坂出駅南口公園	〃	0.11
	瀬戸大橋記念公園	総合公園	22.48
	坂出緩衝緑地	緩衝緑地	20.48
	内訳 (東大浜緑地)		3.00
	(西大浜緑地)		5.23
	(番の州公園)		12.25
	合計		62.73

※網掛けは居住誘導区域内に位置する公園

出典：市管理：坂出市統計書(R4)

県管理：香川県「都市公園一覧表(H30)」

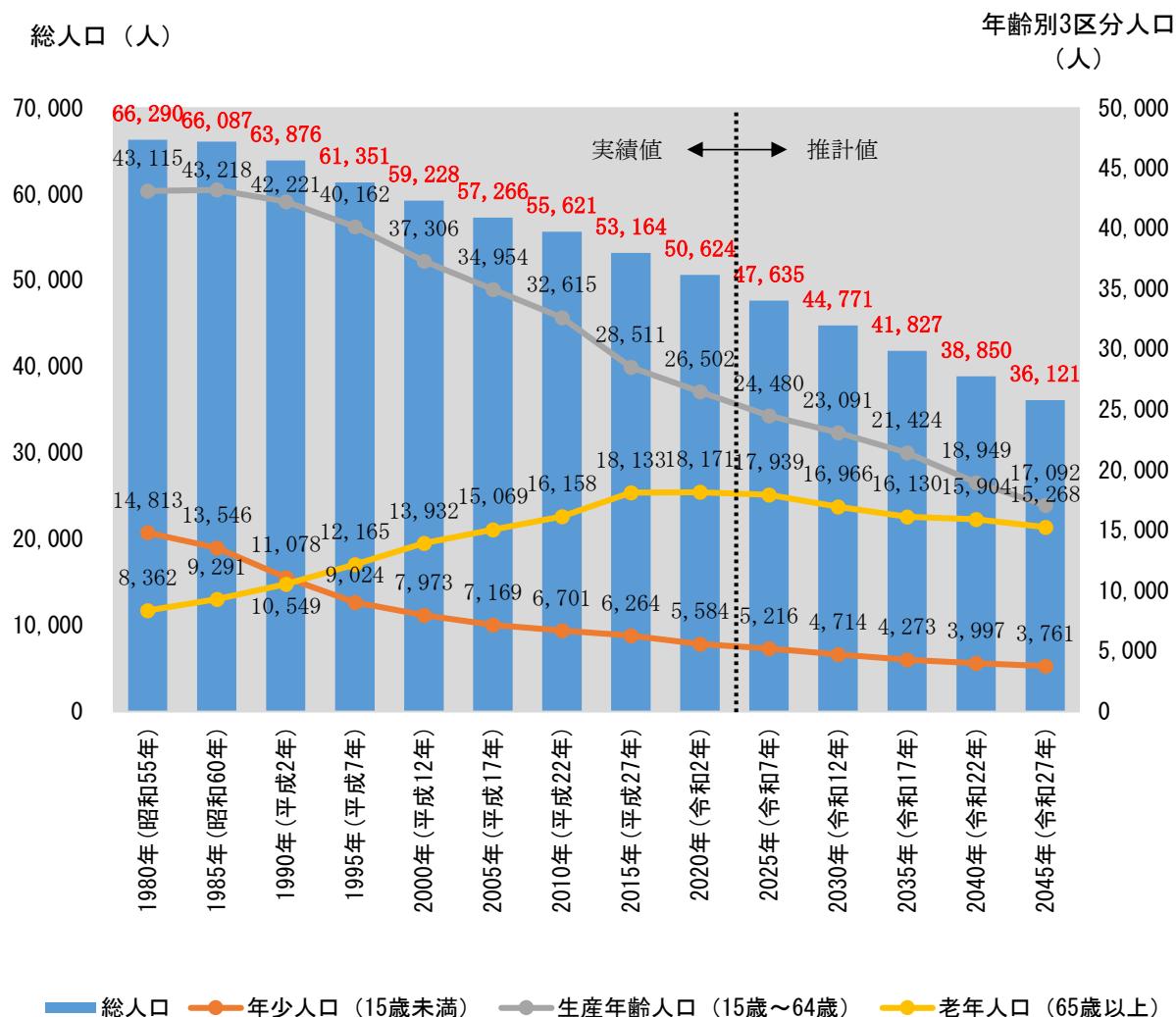
全国：国土交通省「令和 2 年度末種別毎都市公園等整備現況」

2 人口

2-1 坂出市の人口推移

1980年（昭和55年）以降の坂出市の人口を見ると、一貫して減少傾向となっており、将来推計においても同様の傾向が続くことが予測される。

年齢別の3区分では、これまで生産年齢人口（15歳～64歳）、年少人口（15歳未満）が減少し、老人人口（65歳以上）が増加を続けてきたが、今後は老人人口も減少に転じることが予測される。

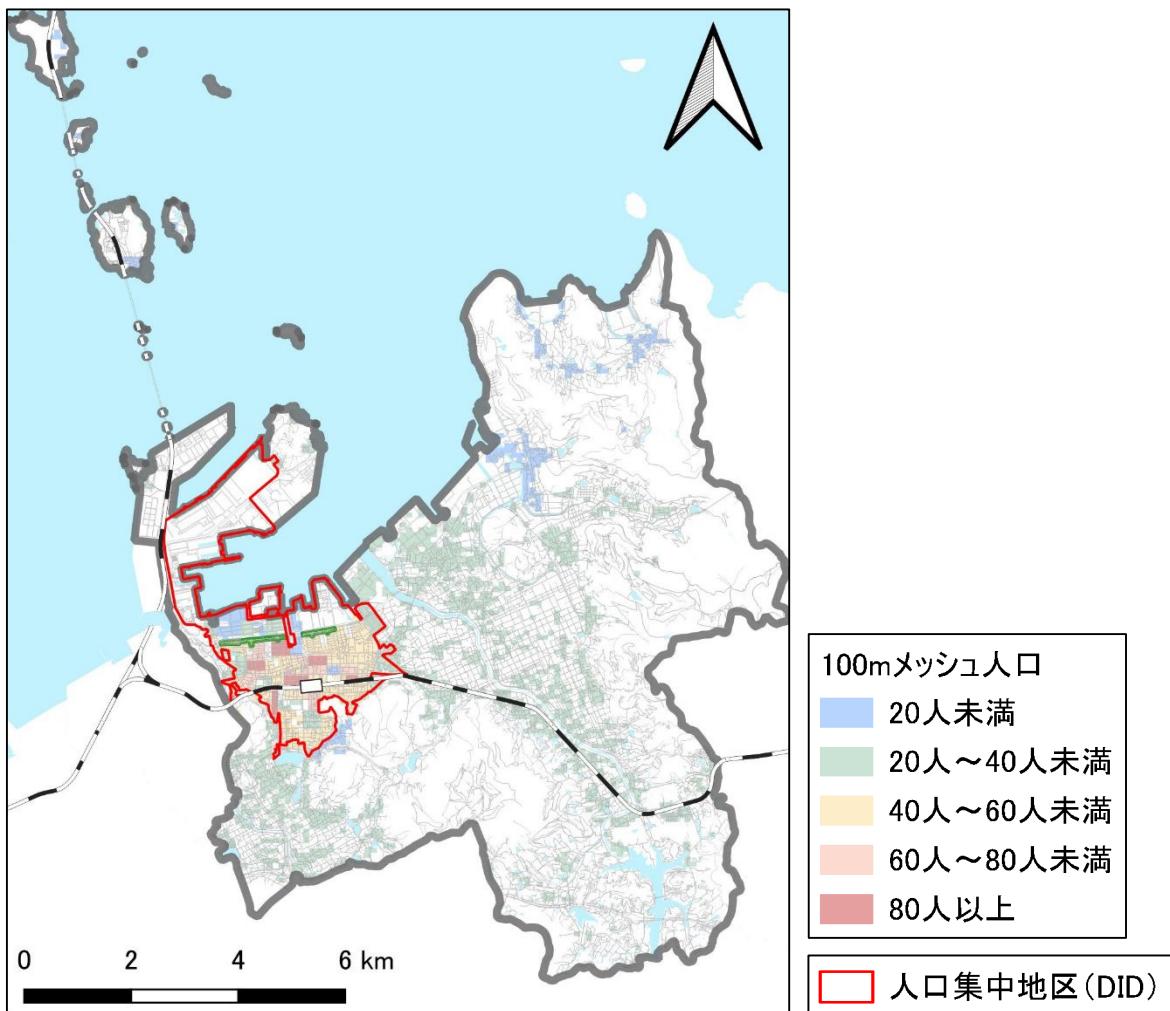


出典：国勢調査、社人研推計（平成30年推計）

2-2 坂出緩衝緑地周辺の人口分布

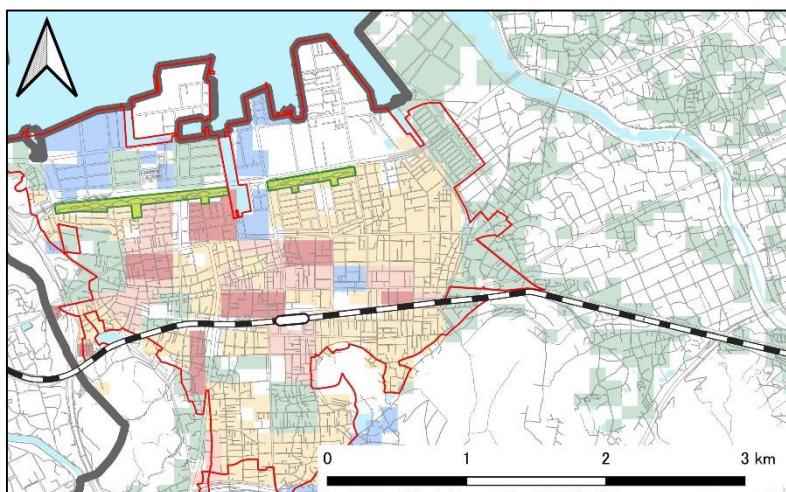
坂出緩衝緑地の南側には、40人/ha以上のエリアが広がっており、一部では100人/ha以上と市内でも特に人口密度が高い。

人口集中地区（DID）以外においては、40人/ha未満のエリアが広がっている。



出典：国勢調査（令和2年）、国総研「将来人口・世帯予測ツールV2」

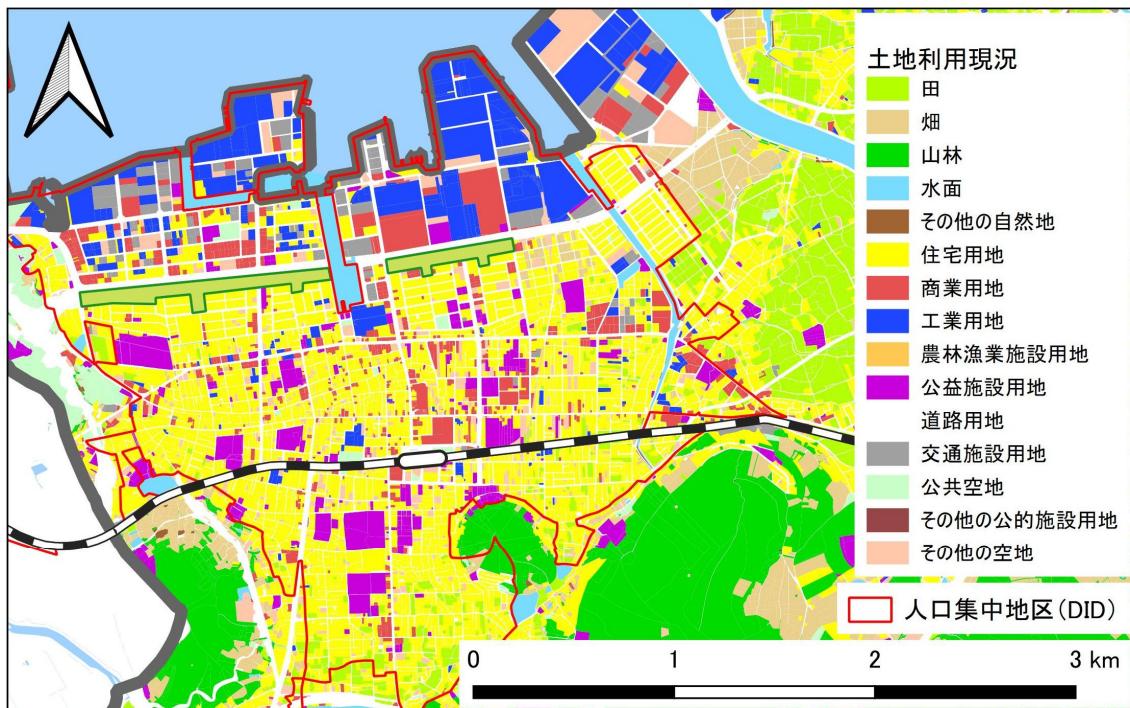
また、坂出緩衝緑地周辺エリアは人口集中地区（DID）に含まれている。



出典：国勢調査（令和2年）、国総研「将来人口・世帯予測ツールV2」

3 土地利用

坂出緩衝緑地周辺の土地利用は、南側の坂出駅方面には住宅用地や公益施設用地、商業用地等が広がっており、北側の臨海部には工業用地や商業用地等が広がっている。



出典：都市計画基礎調査（平成 29 年）



坂出緩衝緑地及び周辺地区の様子（坂出北 IC 付近からの眺め）

4 交通

4-1 鉄道

鉄道は、JR 予讃線・瀬戸大橋線が市を中心部を東西に走っている。坂出駅の乗車人数は、四国の JR 駅の中では高松駅、徳島駅、松山駅に次ぐ 4 位となっている。

坂出緩衝緑地は、この坂出駅から北へ約 1 km の位置に立地している。

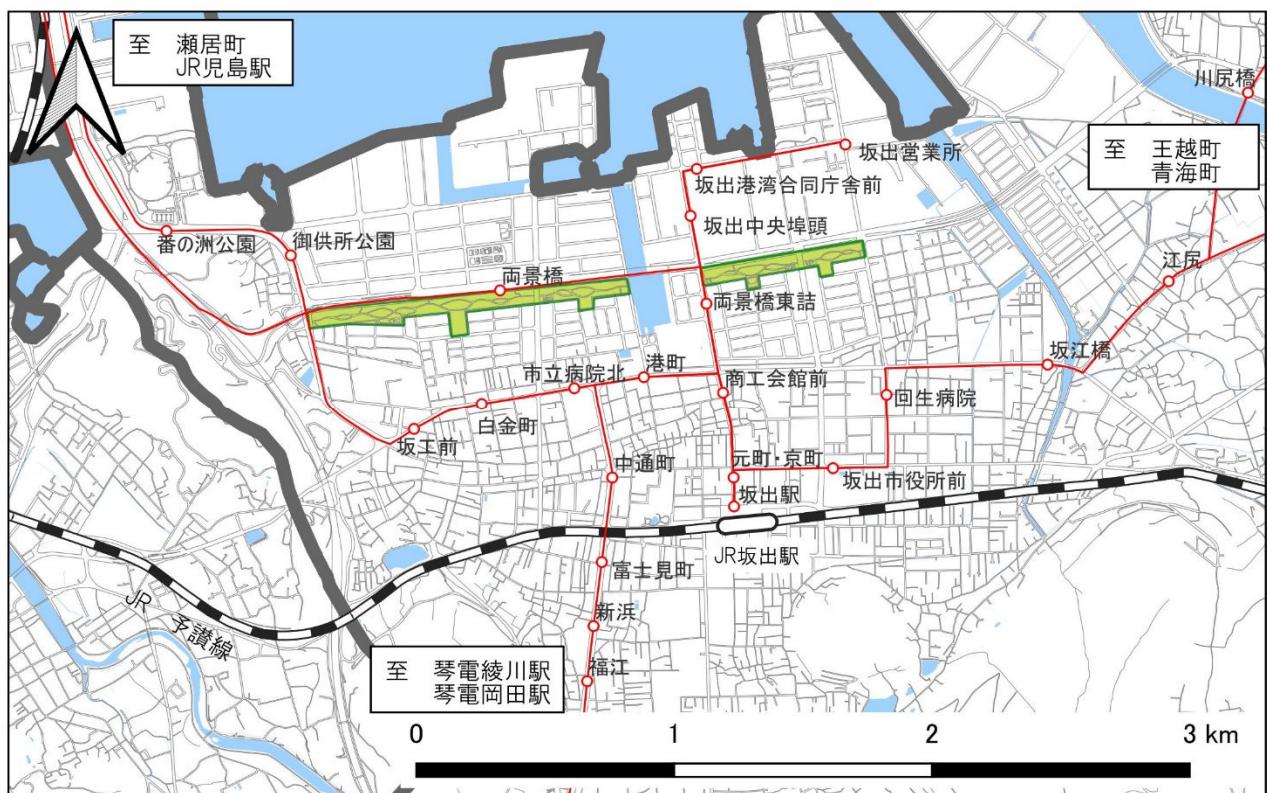


JR 四国鉄道駅の 1 日平均乗車人数（令和 3 年度）

出典：JR 四国旅客鉄道株式会社 HP

4-2 一般路線バス

一般路線バスは、坂出駅をターミナルとして瀬居町方面、王越町方面、青海町方面、琴電岡田駅方面、琴電綾川駅方面、JR 児島駅方面が運行されている。坂出緩衝緑地の最寄りの停留所は両景橋、両景橋東詰となっている。

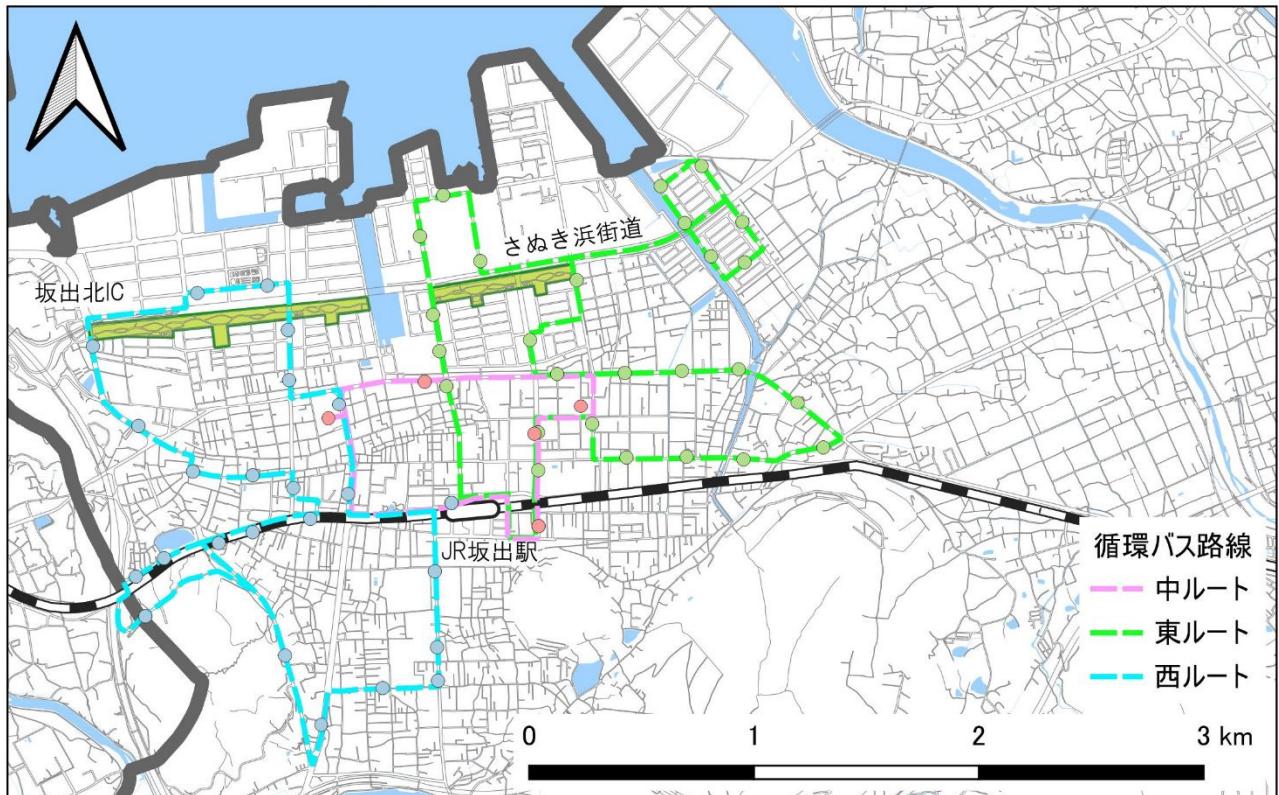


出典：坂出市公共交通マップ

4-3 坂出市循環バス

坂出市循環バスは、坂出駅をターミナルとして西ルート、東ルート、中ルートの3系統が運行されており、西ルートはB地区付近、東ルートはC地区付近を循環している。

坂出緩衝緑地周辺には複数のバス停が位置しており、坂出市循環バスは40分間隔で坂出緩衝緑地付近を循環している。



出典：坂出市公共交通マップ

4-4 道路交通

坂出緩衝緑地に近接する坂出北ICのフルインター化が令和6年度に予定されているほか、隣接するさぬき浜街道の4車線化が完了予定であり、道路交通の利便性向上が期待される。

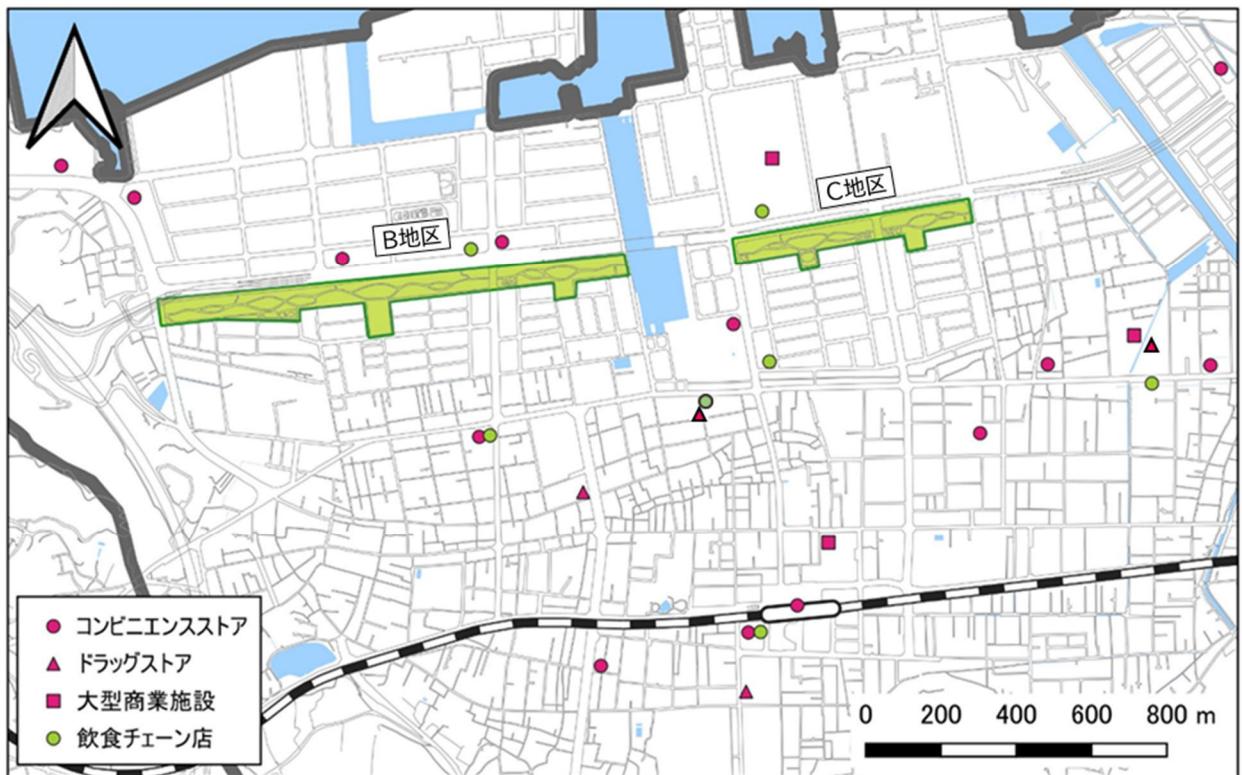
坂出緩衝緑地へのアクセス性向上に伴い、玄関口として坂出緩衝緑地の魅力を向上し、市民や来訪者が気軽に立ち寄ることのできる空間づくりが求められる。

5 都市施設

5-1 商業施設

商業施設は、C地区の海側に大型ショッピング施設が立地している他、複数のコンビニエンスストア等が近隣に立地している。また、飲食チェーン店は、B地区、C地区とも近隣に立地がみられる。

再整備によって気軽に立ち寄ることのできる憩いの場としての活用が見込まれることから、テイクアウト利用など近隣の商業施設と連携も考えられる。

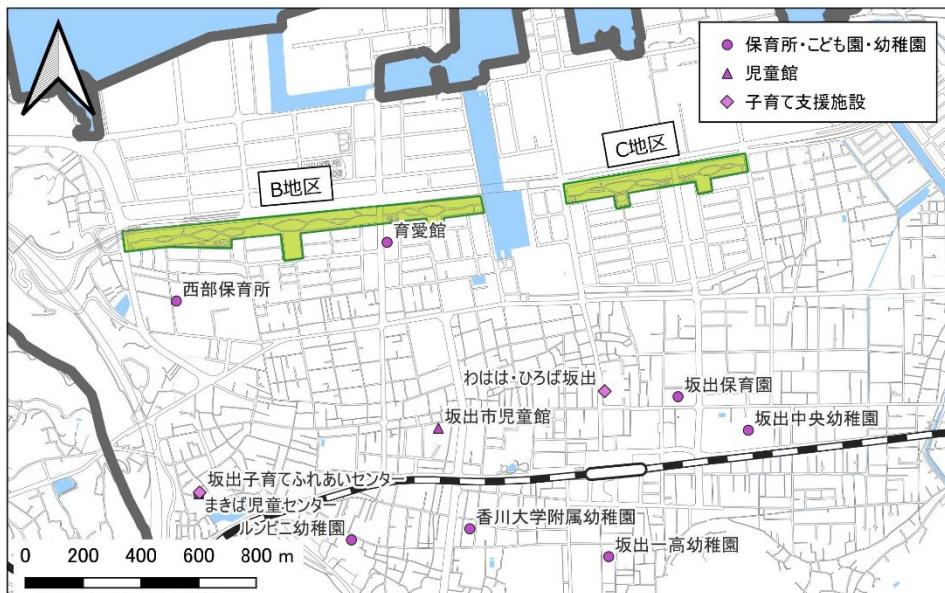


出典：東洋経済「全国大型小売店総覧 2023」、NAVITIME

5-2 子育て施設

保育所・こども園・幼稚園は、B地区周辺に保育所が立地している。また、地域子育て支援拠点は、坂出駅方面への動線付近に立地している。

坂出緩衝緑地は、保育所等に通う子どもたちの遊び場や散歩コースとして最適であり、子ども向けの施設や機能の整備を行うことで多くのニーズに応えることが期待される。

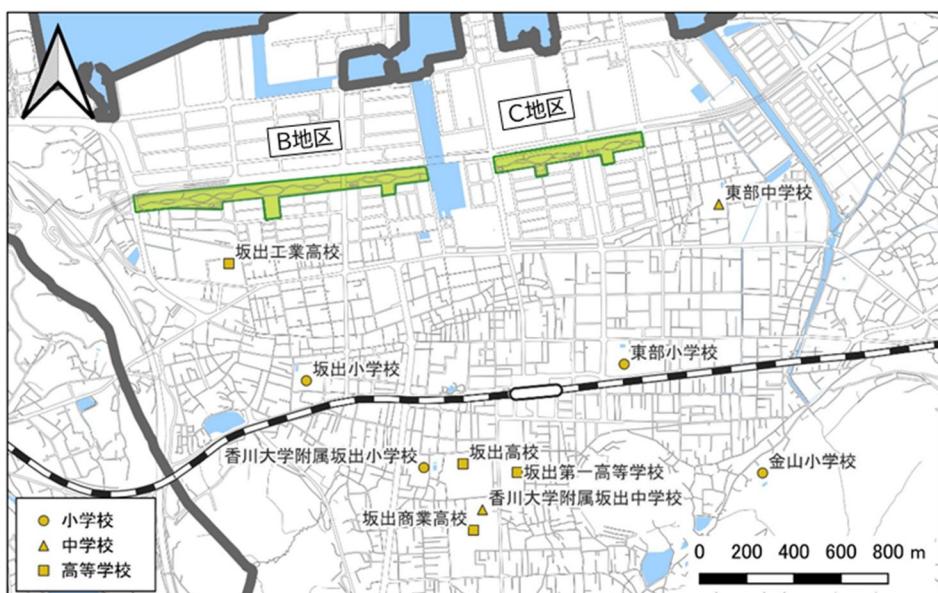


出典：坂出市 HP

5-3 教育施設

教育施設は、中心市街地内に多く立地している。

中学生や高校生など若者の利用も見込まれるため、学生・若者のニーズに応えることが期待される。

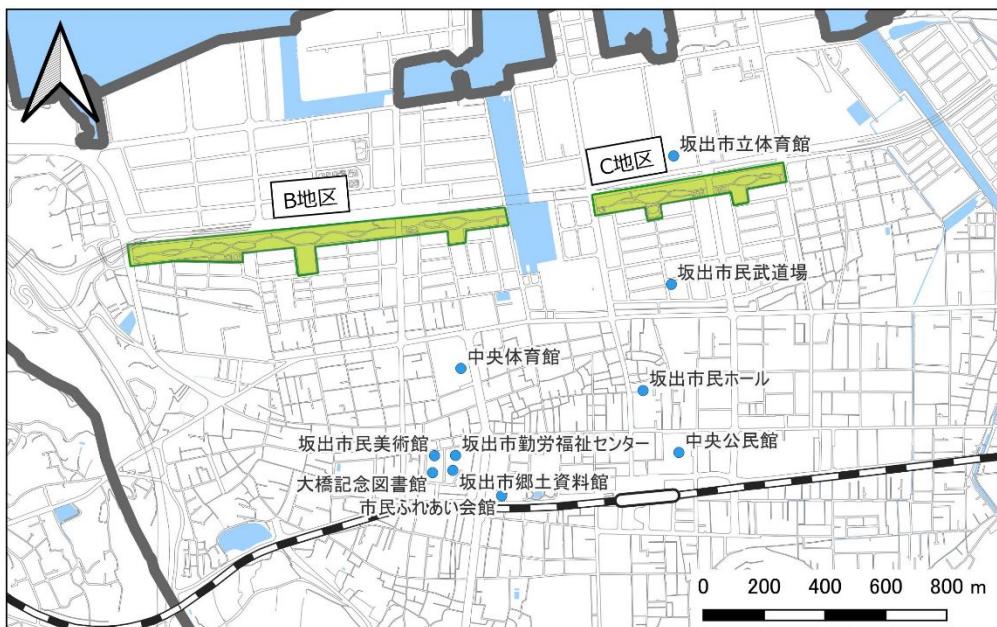


出典：坂出市 HP、Google map

5-4 文化施設

文化施設は、坂出市立体育館がC地区の北側に隣接して立地している。また、坂出緩衝緑地から坂出駅方面への動線付近に、坂出市民ホール等が立地している。

これら施設との連携や、文化やアート、スポーツをコンセプトとした整備が検討できる。

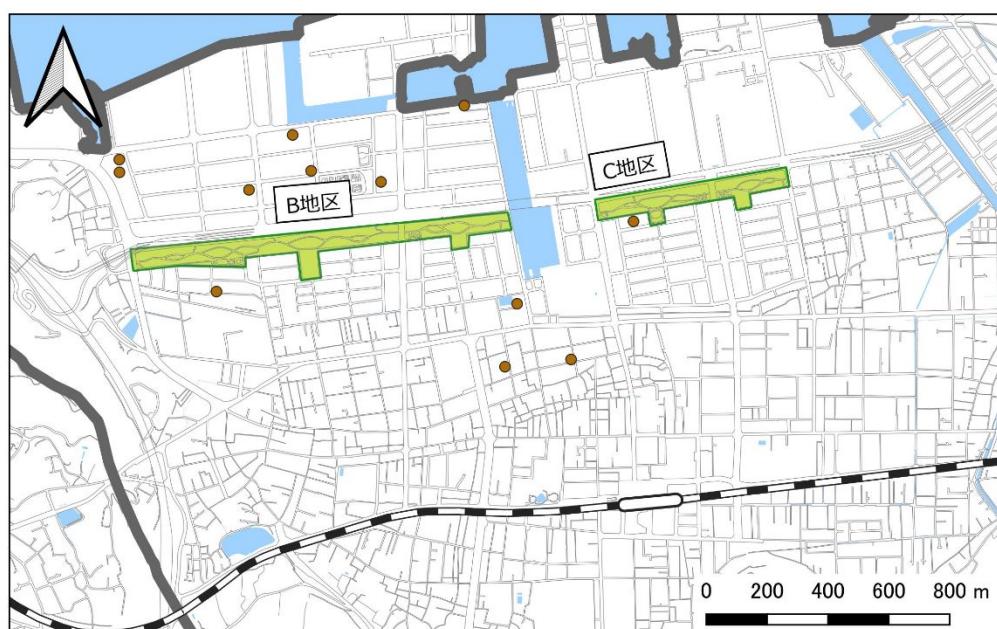


出典：坂出市 HP

5-5 宿泊施設

宿泊施設は、坂出緩衝緑地の周辺に集積している。

広域からの来訪者の多くが坂出緩衝緑地周辺へ宿泊することになるため、来訪者をターゲットとした整備も考えられる。



出典：NAVITIME、Google map

6 法規制

本計画の対象である「坂出緩衝緑地」は、その整備された経緯および「都市公園」として管理されている現状を踏まえ、関連法制度等に即した計画検討を行う必要がある。

「坂出緩衝緑地」および隣接する「都市公園」は主に以下の法制度を遵守する必要がある。

坂出緩衝緑地等に係る関連法制度等

法制度	坂出緩衝緑地	その他都市公園
都市公園法（昭和31年法律第79号）および法に基づく政令	○	○
香川県都市公園条例 昭和39年3月31日条例第20号	○	—
坂出市都市公園条例 昭和59年10月1日条例第14号	—	○

6-1 都市公園法に基づく「坂出緩衝緑地」の位置づけ

坂出緩衝緑地は、香川県が管理する都市公園のうち「緩衝緑地」として維持管理、運営が行われている。また、都市公園法で定義される各種公園のうち、坂出緩衝緑地は、「緩衝緑地等」のうち「緩衝緑地」として「主として大気汚染、騒音等の公害防止およびコンビナート地帯等における災害の防止を図る公園」に類するものとして、公害、公害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置において、公害、災害の状況に応じ、配置された公園である。

6-2 都市公園法に基づく隣接する「都市公園」の位置づけ

坂出緩衝緑地に隣接する「都市公園」（B地区：3公園、C地区：2公園）は、本市が管理する都市公園のうち「身近な公園」として維持管理、運営が行われている。また、都市公園法で定義される各種公園の内、「街区公園」として「主として街区（誘致距離250m）に居住する者の利用に供する公園」に類するものとして、街区に居住する者が容易に利用できるように配置された公園である。

B地区	西大浜第2公園、西大浜第3公園、西大浜第4公園
C地区	東大浜第1公園、東大浜第3公園

都市公園・緑地の種類

機能		名称	内容(法第3条／施行令第2条／条例)		
身近な公園	主として街区に居住する者の利用に供する公園	住区基幹公園	街区公園	街区に居住する者が容易に利用できるように配置し、面積0.25haを標準とする。 (参考：誘致距離の標準(※) 250m)	
	主として近隣に居住する者の利用に供する公園		近隣公園	近隣に居住する者が容易に利用できるように配置し、面積2.0haを標準とする。 (参考：誘致距離の標準(※) 500m)	
	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供する公園		地区公園	徒歩圏域内に居住する者が容易に利用できるように配置し、面積4.0haを標準とする。 (参考：誘致距離の標準(※) 1km) また、都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4.0ha以上を標準とする。	
都市の代表的な公園	都市住民の休息、観賞、散歩、遊戯等の総合的な利用に供する公園	都市基幹公園	総合公園	それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができる面積 (参考：都市の規模に応じ、面積10～50haを標準)	
	都市住民の主として運動の利用に供する公園		運動公園	それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができる面積 (参考：都市規模に応じ、面積15ha～75haを標準)	
広域レクリエーションに対する公園	主として一の市町村の区域を越える広域レクリエーション需用の充足に資する公園	大規模公園	広域公園	面積50ha以上を標準とする。	
	大都市その他の都市圏から発生する広域レクリエーション需用の充足に資する公園		レクリエーション都市	大規模な都市公園を核として各種レクリエーション施設が配置される一団の地域であり、全体規模1,000haを標準として配置する。	
一の都道府県を越えるような広域的な利用に供すること又は国家的記念事業等とすることを目的に、国が設置する公園		国営公園	広域的な利用に供する公園については、面積おおむね300ha以上を標準として配置する		
史跡の保全や動植物の展示等の特殊な公園		緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等の区分があり、目的に応じ配置する。	
大気汚染、騒音等の公害防止及びコンビナート地帯等における災害の防止を図る公園			緩衝緑地	公害、公害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置において、公害、災害の状況に応じ、配置する。	
都市の自然的環境の保全及び都市景観の向上等を図る公園			都市緑地	市街地の形態及び土地利用に応じ、面積0.1ha以上を標準として配置する。ただし、既成市街地等において特別な場合には、0.05ha以上とする。	
主として動植物の生息地又は生息地である樹林地等の保護を目的とする都市公園			都市林	都市の良好な自然的環境を形成することを目的とし、配置する。	
主として市街地の中心部における休憩又は鑑賞の用に供することを目的とする公園			公園広場	都市景観の向上、周辺施設利用者のための休憩等の利用に供することを目的とし、配置する。	
災害時の避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図る公園			緑道	幅員10～20mを標準として配置する。	

※誘致距離の標準従来、都市公園法施行令に規定されていたもの（平成15年3月28日より廃止）

6-3 緩衝緑地としての機能

坂出緩衝緑地は、「共同福利施設」として「産業公害を防止するため、工場・事業場地域と住宅地との間に緩衝緑地を整備し、合わせて工場の従業員と地域住民等の福利に資する施設」として整備された緑地であり、工場・事業場地域と住宅地域を分離遮断し、公害を防止する機能を備える必要がある。

(参考)

国庫補助緩衝緑地造成事業の実施要領(昭和43年6月15日 建設省)における採択基準(抜粋)

(引用: 緩衝緑地整備における事業効果の分析と樹林構造の評価／建築研究資料 No. 110号
(2008(平成20年)1月) 独立行政法人建築研究所)

- 1 都市計画法(大正8年法律第36号)第16条に規定する緑地であって、都市計画事業として施行すること。
- 2 当該緑地は、火力発電所、化学工業、石油製品製造業、鉄鋼業を主体とする工業地域から発生するばい煙、騒音その他の公害を防止又は緩和するため他の地区と遮断することが都市構成上、有効かつ必要と認められるもの(以下「緩衝緑地」という)であって、その遮断効果をあげるために必要な配置と面積(原則として20ヘクタール以上)を有すること
- 4 緩衝緑地造成事業に要する費用(第2、2に定める補助の対象となる費用をいう。)の4分の1以上を企業(公害対策基本法(昭和42年法律第132号)にいう事業者をいう。)が負担すること

6-4 緩衝緑地の緑化面積に関する基準

都市緑化対策推進要綱において、都市公園の種別ごとに原則としてそれぞれの緑化面積率(樹木、草花、芝等により緑化された土地の面積(樹木が独立して植栽されている等緑化面積を測定しがたい場合には、おおむね枝葉の水平投影面積)の敷地面積に対する割合をいう。)の確保を図る旨が記載されている。

緩衝緑地および緑道においては、敷地面積に対して70%以上の緑化面積が求められている。

また、都市公園の種別ごとの設計指針に関する記載があり、緩衝緑地は、「風向き、地形等の自然的条件に留意しつつ、公害の緩和又は災害の防止に資するよう比較的高密度な植栽地を配置するものとすること。」とされている。

6-5 都市公園内に整備可能な施設

都市公園内に整備できる施設は、都市公園法に規定される「公園施設」に限定される。

都市公園法第2条第2項および都市公園法施行令第5条に基づく公園施設は下表のとおりである。

都市公園法に規定される「公園施設」

分類	都市公園法による公園施設(法第2条／施行令第5条)
園路広場	園路および広場
修景施設	植栽、芝生、花壇、いけがき、日陰だな、噴水、水流、池、滝、つき山 彫像、灯籠、石組、飛石 その他これらに類するもの
休養施設	休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場、その他これらに類するもの
遊戯施設	ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒歩池、船遊場 魚つり場、メリーゴーランド、遊戯用電車、野外ダンス場、その他これらに類するもの
運動施設	野球場、陸上競技場、サッカー場、ラクビー場、テニスコート、バスケットボール場 バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設 リハビリテーション用運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場 乗馬場、鉄棒、つり輪、その他これらに類するもの これらに付属する工作物（観覧席、シャワー等）
教養施設	植物園、温室、分区園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所 動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館 天体・気象観測施設、体験学習施設、記念碑、その他これらに類するもの 遺跡等（古墳、城跡等）
便益施設	売店、飲食店、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設、便所、荷物預り所、時計台 水飲場、手洗場、その他これらに類するもの
管理施設	門、柵、管理事務所、詰所、倉庫、車庫、材料、置場、苗畑、掲示板、標識、照明施設 ごみ処理場（廃棄物の再生利用のための施設を含む。）、くず箱、水道、井戸、暗渠 水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁 発電施設（環境への負荷低減に資するもの）、その他これらに類するもの
その他の施設	展望台、集会所、食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫 その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるもの (国土交通省令で定める施設) 耐震性貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポート、係留施設、発電施設、延焼防止のための散水施設

都市公園に「公園施設」として設けられる建築物の建築面積(建築物の建築面積の都市公園の敷地面積に対する割合)は、原則として 100 分の 2 を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合(国の設置に係る当該都市公園にあっては、100 分の 2)を超えてはならない。

ただし、以下に示す用途等の場合には、基準の特例が認められる。(都市公園法第 4 条、都市公園法施行令第 6 条)

都市公園法に規定される「公園施設として設けられる建築物の建築面積」

分類	都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積 ※建築物の建築面積の都市公園の敷地面積に対する割合
原則	100 分の 2 以内 ※坂出市も上記と同値(坂出市都市公園条例 第 1 条の 5)
基準の特例	
休養施設、運動施設、教養施設、備蓄倉庫等	100 分の 10 以内
歴史上、学術上価値の高い建築物、景観重要建造物、歴史的風致形成建造物	100 分の 20 以内
屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場、その他開放性を有する建築物	100 分の 10 以内
3 月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物	100 分の 2 以内

平成 23 年度に改正された「地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(地域主権改革一括法)に基づき、公共施設や公物の設置管理基準の一部について、地方公共団体への条例に委任されることとなり、上記、都市公園の公園施設に係る建築面積の規制の緩和が認められることとなった。

但し、香川県都市公園条例、坂出市都市公園条例ともに、都市公園法に規定される規制に準ずる内容となっている。

6-6 公園施設の設置および管理

(1) 都市公園法第5条に基づく「設置管理許可制度」

都市公園法において、都市公園の設置または管理は、地方公共団体が設置する都市公園にあっては地方公共団体が行うとされる。(都市公園法第2条の2、第2条の3)

ただし、「当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるもの」または、「当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの」については、管理者が許可を行うことで、地方公共団体以外の者による公園施設の設置または管理を行わせることが可能となる(設置管理許可制度：以下、設置に係る許可を「設置許可」、管理に係る許可を「管理許可」という。)。(都市公園法第5条第2項)

本制度は、例えば、都市公園において民間事業者が売店やレストラン等を設置し、管理できる根拠となる規定でもある。なお、許可の条件は10年が上限となっており、更新する場合にも10年が上限となる。(都市公園法第5条第3項)

ただし、都市公園におけるPFI事業は主にプールや体育館等の大規模施設で活用されており、事業の契約期間が長期に渡るものが多いため、PFI事業により公園施設を整備する場合の設置管理許可期間は、PFI事業の契約期間の範囲内(最長30年)で公園管理者が決定することが可能である。(都市公園法第5条第4項)

設置管理許可制度に基づき設置できる対象および条件

項目	対象および条件
設置管理許可の対象	都市公園法で規定されている「公園施設」
条件	<ul style="list-style-type: none">当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるもの当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの
事業期間(最長)	10年
実施主体	公園管理者以外の者
対象となる都市公園	特段の限定なし

なお、「当該管理者が自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるもの」とは、一般的に営利行為を伴うもの、又は専門的な経営・運営ノウハウを必要とするもの等が該当し、「当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められること」とは、地域住民団体による公園施設の設置又は管理や、特定のスポーツ競技の愛好団体が管理する場合、レストランを管理する民間事業者がレストラン前の広場等を一体的に管理の上オープンカフェとして利用する場合等が該当する。(都市公園法運用指針第3版)

また、上記設置管理許可に基づき、設置または管理される施設の入場料等や物品等の販売価格等については都市公園の本来の使命に影響を及ぼすことのないよう、社会通念上適正なものか確認するとともに、必要に応じ指導等を行うことが望ましいとされている。（都市公園法運用指針第3版）

（2）都市公園法第5条に基づく「公募対象公園施設の管理制度（Park-PFI）」

公園管理者以外のものが都市公園に公園施設を設置、管理を行う場合の新たな制度として創設された「Park-PFI」は、2017年の都市公園法改正により前項の「設置管理許可制度」について、事業者を公募する手続きおよび関連する特例措置を法律に定めたものである。

当該公募においては、飲食店、売店等（公募対象公園施設）の設置と、当該施設から生ずる収益を活用して施設周辺の園路、広場等（特定公園施設）の整備、改修等を一体的に行う者を募集することとされている。「Park-PFI」は、新たに設置管理許可の更新の保証、建蔽率の特例、看板や広告等に関する占用特例、社会資本整備総合交付金や都市開発資金による財政支援が措置されている。

「Park-PFI」に基づき設置できる対象および条件

項目	対象および条件
Park-PFI 制度に基づき設置できる施設の対象	<p>都市公園法 第5条の2 ・飲食店、売店その他の国土交通省令で定める公園施設（<u>国土交通省令</u>で定める公園施設）</p> <p>都市公園法施行規則（公募対象公園施設の種類） 第3条の3 ・次に掲げるものであつて、当該公園施設から生ずる収益を特定公園施設の建設に要する費用に充てることができると認められるものとする。 一 休養施設 二 遊戯施設 三 運動施設 四 教養施設 五 便益施設 六 令第五条第八項に規定する施設のうち、展望台又は集会所</p>
条件	・公園管理者が定める公募設置指針に基づいた「公募設置等計画」を提出する。
事業期間（最長）	20年
実施主体	公園管理者以外の者
対象となる都市公園	特段の限定なし

(3) Park-PFIにおける特例措置

Park-PFIには、設置管理許可期間の延伸や建蔽率緩和など、事業者が公募対象公園施設を都市公園に設置し、運営しやすくなるための法の特例措置が設けられている。

① 設置管理許可期間の特例

長期的な事業運営を担保することで、事業者による優良な投資を積極的に誘導するため、認定された公募設置等計画の有効期間を最長20年とする。公園管理者は、法第5条の7第2項により、計画の有効期間中に、認定計画提出者から法第5条第1項の許可の申請があった場合は許可を与えなければならないこととし、実質的に設置管理許可の更新を保証している。

② 建蔽率の特例

法第4条では、公園施設の建蔽率は2%を参考して条例で定める割合を超えてはならない、とされ、民間事業者が設置、運営する飲食店、売店等の便益施設はこの範囲で都市公園に設置することとなる。

Park-PFIにおいては、便益施設等であって、当該施設から生ずる収益を特定公園施設の建設に要する費用に充てることができると認められるもの(公募対象公園施設)について、10%を参考して条例で定める範囲を限度として建蔽率を上乗せすることができる。

③ 占用物件の特例

Park-PFIにおいては、法令で列挙されている占用物件のほか、事業者が認定公募設置等計画に基づき設置する自転車駐車場、地域における催し物に関する情報を提供するための看板、広告塔については、占用許可の対象となる。

条件 園路、広場等の公園施設（特定公園施設）の整備を一体的に行うこと

- 公募対象公園施設を設置、管理する者は、園路、広場等公園管理者が指定する公園施設をあわせて整備することが必要
- 特定公園施設の整備費は、公募時の条件で、全額事業者負担とすることも、公園管理者が一部負担とすること也可能

特例1 設置管理許可期間の特例（10年→20年）

- 公募設置等計画の認定の有効期間は20年
 - その間に許可申請があった場合は設置管理の許可を与えないこと（ばならない）
- （設置管理許可の期間の上限は10年のままだが、認定期間（上限20年間）内は更新を保証）

<制度を活用した公園整備イメージ>



特例2 建蔽率の特例（2%→12%）

- 通常、飲食店、売店等の便益施設の建蔽率は2%
- 公募対象公園施設については、休養施設、運動施設等と同様に10%の建蔽率上乗せ

特例3 占用物件の特例

- 認定公募設置等計画に基づく場合に限り、自転車駐車場、看板、広告塔を「利便増進施設」（占用物件）として設置可能

公募対象公園施設の管理制度(Park-PFI)の特徴

出典：都市公園法改正のポイント 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

(4) 公園施設以外の設置(占用許可)

都市公園においては、公園施設以外の施設は原則として設けることができないが、公衆の利用に著しい支障を及ぼさないこと、必要やむを得ないと認められる限りにおいては、公園施設に該当しない物件であっても管理者から占用許可を得ることで、当該物件を設けることができる。

ただし、占用許可を得ることのできる占用物件は、都市公園法第7条および都市公園法施行令第12条に限定列挙されている。

公園施設以外の設置（占用許可）ができる対象および条件

項目	対象および条件
占用許可を得ることのできる占用物件	<p>(都市公園法第7条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの ・水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの ・通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの ・郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所 ・非常災害に際し災害にかかつた者を収容するため設けられる仮設工作物 ・競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物 <p>(都市公園法施行規則 第12条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標識 ・食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるもの ・環境への負荷の低減に資する発電施設で国土交通省令で定めるもの ・防火用貯水槽で地下に設けられるもの ・蓄電池で地下に設けられるもの ・国土交通省令で定める水道施設、下水道施設、河川管理施設、変電所および熱供給施設で地下に設けられるもの ・橋並びに道路、鉄道および軌道で高架のもの ・索道および鋼索鉄道 ・警察署の派出所およびこれに附属する物件 ・天体、気象又は土地観測施設 ・工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設 ・土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場 ・都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物（当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は解除するものに限る。）に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。） ・都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める仮設の物件又は施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める仮設の物件又は施設

なお、前項の「公募対象公園施設の管理制度(Park-PFI)」に基づき選定された者は、公園施設以外の設置として、「自転車駐車場」(鉄道駅などの交通機関に近接し、その利用者が自転車を駐車する公共自転車駐車場、レンタサイクルポート)「地域における催しに関する情報を提供するための看板、広告塔」(文化、芸術、スポーツイベントの告知のための看板、公園内のイベントの開催情報および協賛企業の広告を掲出する広告塔)を占用物件(利便増進施設)として設置できる。

また、保育所等の社会福祉施設(通所のものに限る)の占用許可については、平成27年より国家戦略特別区域において、都市公園における保育所等の社会福祉施設(通所のものに限る)の占用許可による設置が認められてきたが、保育所等の不足は全国的な課題であり、当該区域以外でも必要性が認められること等を背景に、平成29年の都市公園法改正により一般措置化された。

公園施設以外の設置（社会福祉施設）ができる対象および条件

項目	対象および条件
都市公園法 第7条の2	障害児通所支援事業、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、小規模保育事業の用に供する施設および保育所
都市公園法施行規則 第12条3	身体障害者生活訓練等事業の用に供する施設および身体障害者福祉センター
	老人デイサービスセンターおよび老人福祉センター
	障害福祉サービス事業の用に供する施設および地域活動支援センター
	幼保連携型認定こども園
	前各号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体が条例で定めるもの

7 上位関連計画

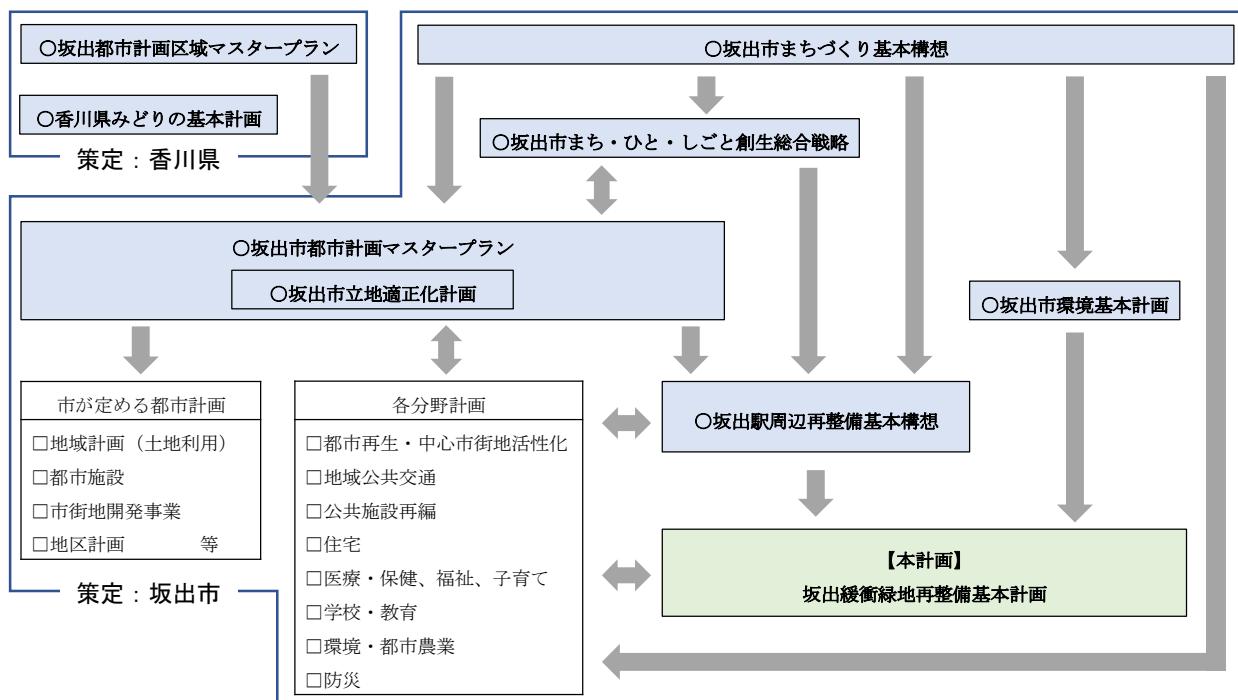
本計画に係る上位関連計画として、以下に示す計画等から坂出緩衝緑地に求められる役割等を確認する。

7-1 上位関連計画とその位置付け

上位関連計画一覧とその位置づけを以下に示す。

上位関連計画一覧

計画名	策定・改訂年度	策定
○坂出市まちづくり基本構想	平成 28 年 3 月	坂出市
○坂出市まち・ひと・しごと創生総合戦略(第 2 期)	令和 4 年 11 月	坂出市
○坂出都市計画区域マスターplan	令和 3 年 5 月	香川県
○香川県みどりの基本計画	令和 3 年 10 月	香川県
○坂出市都市計画マスターplan	平成 31 年 3 月	坂出市
○坂出市立地適正化計画	平成 31 年 3 月	坂出市
○坂出市環境基本計画	平成 28 年 3 月	坂出市
○坂出駅周辺再整備基本構想	令和 5 年 3 月	坂出市



上位関連計画の位置付け

7-2 上位関連計画の整理

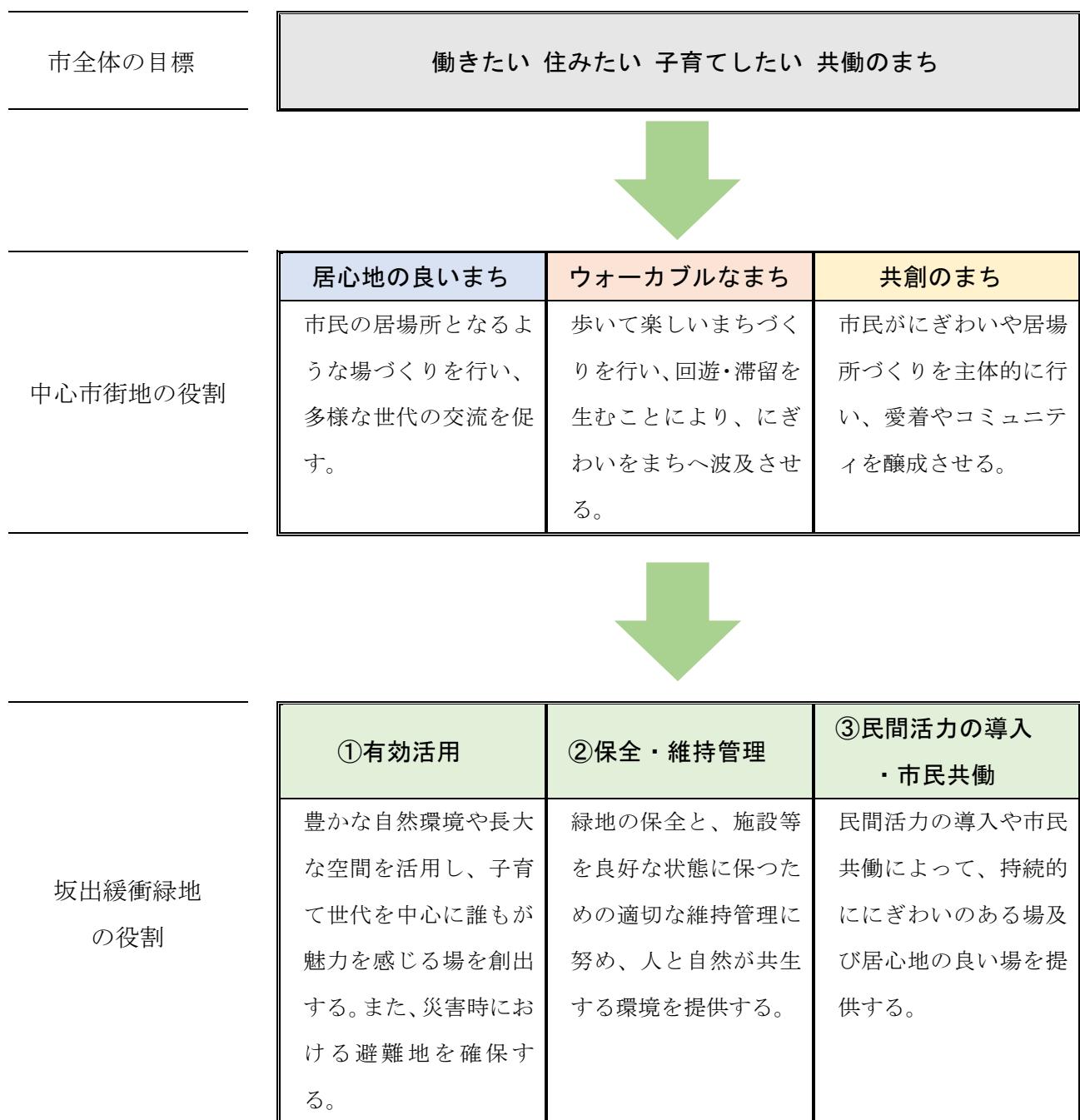
以下に示す記載内容から、役割等を確認する。

上位関連計画

上位関連計画	記載内容の抜粋
坂出市 まちづくり 基本構想	基本目標5. ~快適な都市環境を実感できるまちづくり~【快適・憩い】 (2) 都市環境の整備 ⑤公園整備にあたっては、既存施設の有効活用を積極的に推進し、市民が身近で気軽に利用でき、憩いとやすらぎを提供できる公園整備を進めます。また、市民と行政が連携した、安全で安心して利用できる体制づくりや適正な公園施設の維持管理体制の強化に努めます。また、 坂出緩衝緑地 については、一層の有効利用を図るための検討を進めます。
坂出市 まち・ひと・ しごと 創生総合戦略	基本目標1 活力と交流のある、住みたいまちづくり (1) まちの活性化と生産環境の向上 <u>②都市の環境整備と地域公共交通の利便性向上</u> 都市の活力や都市機能の一層の向上を図るため、臨海工業地帯と市内中心部の間に位置する 坂出緩衝緑地 の更なる利活用策として、にぎわい創出を図ることを目的とした空間を整備します。 また、坂出市立地適正化計画に基づきコンパクトシティ・プラス・ネットワークを推進するため、引き続き各地域とまちなかを結ぶ地域公共交通の結節機能を強化し、生活利便性の確保と持続可能な都市経営を実現します。
坂出都市計画 区域マスター プラン	1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 (4) 土地利用の方針 ③ 都市内の緑地または都市の風致の維持に関する方針 市街地内の公園や緑地等については、 住民の憩いやコミュニティ形成の場、また災害時における避難地として、確保、整備に努めます。
香川県 みどりの 基本計画	基本方向2 暮らしを支えるみどりの充実 2-3 身近なみどりの整備・管理 2-3-3 森林公園等の整備・管理 イ) 都市公園の整備・管理 ・ 既存の都市公園について、県民が安全に安心して利用できるよう、市町などと連携を図りながら、 計画的に施設を更新・修繕するなど、適切な維持管理 に努めます。

上位関連計画	記載内容の抜粋記載内容の抜粋
坂出市都市計画 マスタープラン	<p>基本目標1 (1)まちの活性化と生活環境の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 中心市街地への民間活力の誘導も図りつつ、既存の公共用地・公共施設の利活用を市民の意見を聞きながら進め、まちなかにぎわいづくりを推進します。 <p>3. 分野別方針 3.3. 魅力あふれるまちづくりの方針</p> <p>2) 水と緑のネットワークの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 瀬戸大橋記念公園、坂出緩衝緑地（番の州公園含む）では、公園機能の充実・有効活用、効果的な整備・維持管理などに向けて、民間活力やノウハウの導入など各種手法を検討します。
坂出市 立地適正化計画	<p>第III章 1. 誘導区域および誘導施設等の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> まちづくりの将来像の実現に向け、生活利便性の向上や持続可能な都市経営を図るため、「居住誘導区域」「都市機能誘導区域」を設定します。
坂出市 環境基本計画	<p>(2) 豊かな自然環境の創造</p> <ul style="list-style-type: none"> 生態系の保護を図り、生き物の多様性を確保し、森林、農地、水辺などにおける多様な自然環境の保全と創造を行い、人と自然が共生する良好な環境を確保します。
坂出駅周辺 再整備 基本構想	<p>中心市街地におけるまちづくりの方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 訪れる多様な世代の人が居心地よく過ごせる場を創出する。 歩きたくなるウォーカブルなまちづくりを展開し、回遊性を生み出すことで、滞在時間を増加させ、まち全体へのゆとりやにぎわい、活力を波及させる。 市民との共創により、愛着やコミュニティを醸成させる。 <p>居場所としての6つのエリア（坂出駅前、坂出人工土地、坂出緩衝緑地、西運河入船、商店街、旧市立病院跡地）の特徴をふまえた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 豊かな自然環境と長大な空間をいかしながら、多様な世代が集い、交流する市民の活動拠点を創出する場 <p>[重点地区②]Community Gate / Port Gate：人の流れを生み出し易く、坂出特有の魅力を持つ場</p> <ul style="list-style-type: none"> 坂出特有の魅力を持つ坂出緩衝緑地エリアと西運河入船エリアを一体的に捉えた地区を重点地区と定め、取組を進める。

目標と役割



8 市民意向の把握

8-1 まちづくりアンケートの実施

「坂出駅周辺再整備基本構想」策定に向けて、令和4年に実施したアンケート結果から、本計画に関連する主な内容について整理した。

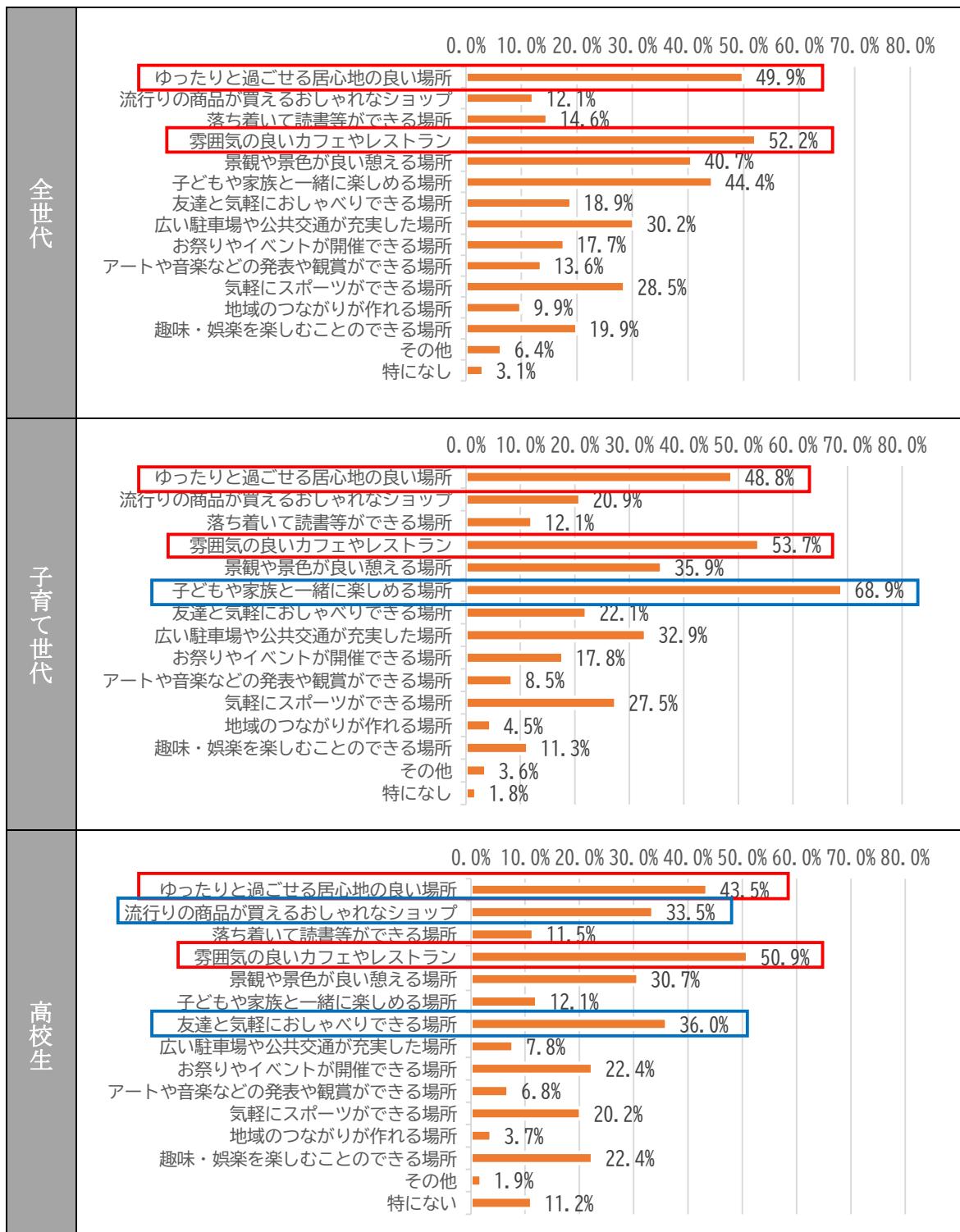
一般アンケート調査概要	
対象者	全市民
回答方法	(1) WEB アンケート (2) 記入式アンケート
配布数（全世代）	坂出駅前での配布（約 600） 坂出市商店街第4土曜デー（約 100） まろっこパークに出店のキッチンカー（約 100） 香風園観月会（約 500）
配布数（子育て世代）	市内保育所・こども園・幼稚園（約 1,700） 市内小学校（約 2,600） 市内中学校（約 1,400） に通う児童および生徒の保護者に周知
回答数	全世代：487 件、子育て世代：1,355 件

高校生アンケート調査概要	
対象者	市内高等学校の全生徒（約 2,000） 市外高等学校の生徒（約 2,800）
回答方法	WEB アンケート
回答数	市内高校（市内居住：107 件、市外居住：161 件） 市外高校（市内居住：54 件、市外居住：166 件）

どの世代も坂出緩衝緑地に対して「ゆったりと過ごせる居心地の良い場所」、「雰囲気の良いカフェやレストラン」を求めている。

特に、子育て世代は、「子供や家族と一緒に楽しめる場所」、高校生は「流行りの商品が買えるおしゃれなショップ」、「友達と気軽におしゃべりできる場所」を求める意見が多い。

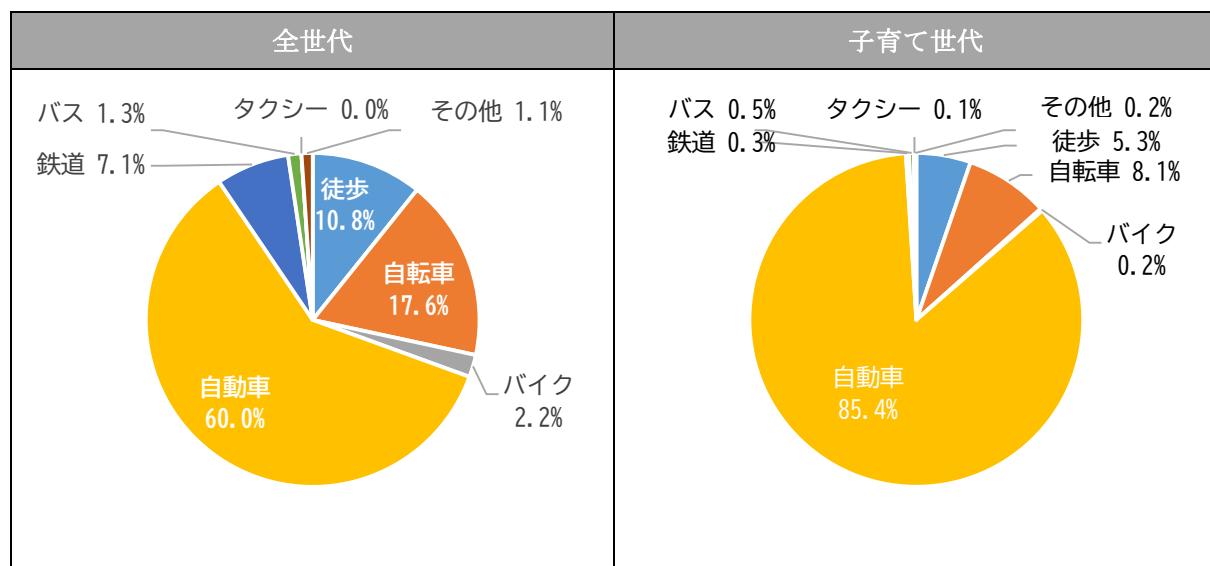
坂出緩衝緑地にどのような場所があれば行きたいと思いますか。
下記より選び、選択してください。(5つ以内)



中心市街地への主な交通手段は、自動車が全世代で 60.0%、子育て世代 85.4% と最も高い割合となっており、駐車場の整備が必要になると考えられる。坂出緩衝緑地はさぬき浜街道沿いに位置しており、自動車でのアクセス利便性は高いことから、駐車場を整備すれば利用者の増加を見込めると推察される。

また、「自転車」と回答している層も一定数存在することから、併せて駐輪場の整備や自転車通行空間の整備など自転車での来訪者に対する検討も必要である。

坂出中心市街地への主な交通手段を 1 つ選択してください。



その他、公園に関する自由記述として以下の様な意見を収集している。

多くの市民が、子ども達が遊ぶことのできる公園や駐車場を求めており、坂出緩衝緑地に対して、見通しを確保し、照明を設置するなど明るくすることを求める意見がみられた。

年齢	性別	意見
20～29歳	男性	・街の中に子どもと遊べる公園が必要
20～29歳	女性	・屋根付きの公園が欲しい
30～39歳	女性	・西大浜第一公園は大きさ的にも丁度よく遊具もあって楽しめる。木陰もあるので良い。 ・駐車場を併設してほしい。 ・まろっこパークに木陰や屋根付きのベンチ等がほしい。
30～39歳	男性	・駐車場が広く、子どもがのびのびと遊べる遊具が多くあり、広い公園がほしい。
30～39歳	女性	・子どもがボール遊びできない公園が多い。
40～49歳	女性	・子どもたちが気軽に遊べる公園が全く無い。 ・公園であれば子どもたちを遊ばせながら気軽に話すことができるので、子育て世代にはとても有難い憩いの場となる。
60～69歳	女性	・子どもを遊ばせたいと思っても、魅力的な公園がないので、宇多津臨海公園や他の公園へ行ってしまう。 ・坂出緩衝緑地は木ばかりで暗く不気味で行こうと思わないでの、木を活用して簡単なツリートレッキング、木を除いてボルダリングや遊具の充実した広い公園や施設を作つて欲しい。 ・親子連れが遊べて、なおかつ飲食（テイクアウト等）のできる店があるとよい。周辺商業施設と相乗効果になれば良いと思う。
30～39歳	女性	・ファミリーや友達同士で休日を楽しめる場、自由に勉強する場、スポーツする場があれば良い。 ・駐車場込の公園を整えてほしい。
30～39歳	女性	・坂出緩衝緑地と番の州公園を夜でも使用できるように、照明の確保、木の剪定などをしてほしい。
30～39歳	男性	・広場や公園を併設した低層階の商業、公共施設を設けるのはどうか。
30～39歳	女性	・色々な遊具やアスレチックのある公園が有れば行きたい。しかし、遊具があつても駐車場がないと行けない。
30～39歳	女性	・居住地のそばに公園と保育園から中学校まであることは居住地を選ぶのに大きなポイントであると思う。
50～59歳	女性	・気持ち良く過ごすために綺麗で清潔な使いやすいトイレ環境を作り、人が気軽に遊べる集まれる環境を作る。

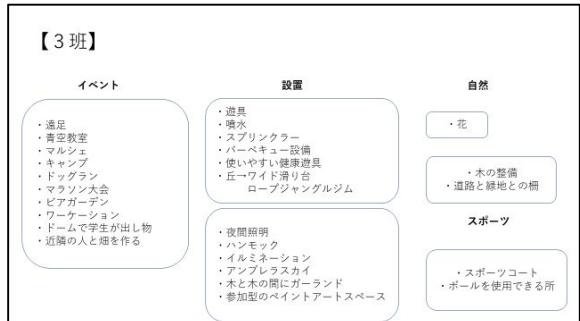
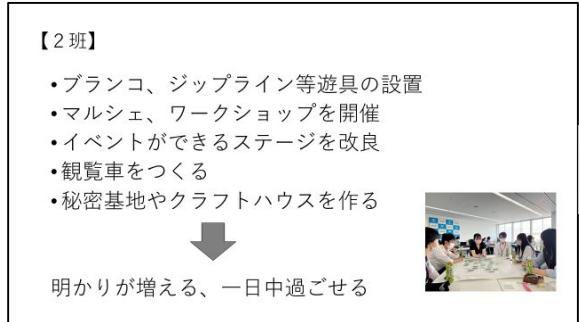
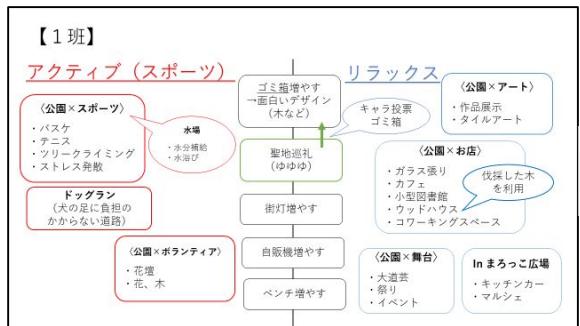
8-2 さかいで未来会議の開催

「坂出駅周辺再整備基本構想」策定に向けて、市内の高校生等を対象に、本市の現状について理解を深めてもらうとともに、将来の坂出駅前複合施設や坂出緩衝緑地について、香川大学の協力のもと、ワークショップによって高校生目線から考えてもらうものとして実施した。

検討結果のうち、坂出緩衝緑地に関する部分について整理した。

検討結果	
坂出緩衝緑地 の良い点	<ul style="list-style-type: none"> ・緑が多く涼しい ・散歩に適している
坂出緩衝緑地 の問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・暗い ・整備が不十分 ・遊ぶ場所がない
意見・提案	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設やドッグランなどの活動的な場と、アート施設やカフェなど静かに過ごせる施設の両方を設ける ・道路の整備やごみ箱の設置により居心地の良い場所にする意見や、マルシェやクラフトハウスを設けることで明るい場所とする提案 ・「ワークショップの開催」「イルミネーション・ライトアップ」など、イベントを通して多くの人に訪れてもらう提案 ・「遊具を設置する」「ドッグランを設ける」など子供やペットと時間を過ごす場を求める意見

緩衝緑地どう使う？



坂出緩衝緑地 最終提案

【1班】

【2班】

【3班】

【4班】

8-3 坂出緩衝緑地の未来を考えるワークショップの実施

(1) 概要

まちづくりアンケートや、さかいで未来会議の意見を踏まえ、さらに具体的に市民の意見やアイデアを計画に反映させるため、公募により48名の参加者を募り、全3回のワークショップを実施した。



開催日程	ワークショップのテーマ・内容など	参加人数
第1回 R5年2月26日 (日) 10:00～12:00	<p>■テーマ『坂出緩衝緑地の将来ビジョンを描いてみよう』</p> <p>■内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緩衝緑地の現況と課題を整理する（魅力や改善点、現状の利用のされ方など） ・将来ビジョンを検討する（どんな場所にしたいか、何をして過ごしたいか） 	41名
第2回 R5年3月26日 (日) 10:00～12:00	<p>■テーマ『ビジョンの実現に向けたプランニングを企画してみよう』</p> <p>■内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビジョンの実現に向けて必要なモノ・コト・ヒトなどのアイデアを検討し、図面に落とし込む（必要な施設や人材、イベント・行事） 	41名
第3回 R5年4月16日 (日) 10:00～12:00	<p>■テーマ『ビジョンのとりまとめ・導入機能を検討してみよう』</p> <p>■内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画とりまとめ案の確認と追加意見の抽出（前回までの意見を踏まえた事務局計画案を確認） ・導入機能を検討、優先順位をつける 	29名

(2) ワークショップの成果

坂出緩衝緑地の現況と課題

特長	豊かな自然	・木に名前がついている ・昆虫採集ができる ・空気がキレイ ・涼しい など
	交流の場	・ペタンク練習 など
	日常の運動	・犬の散歩にちょうどいい ・ランニングに最適 ・周りの目が気にならない ・ウォーキングしていて気持ちがいい ・マラソンコースになっている（坂出小） ・子どもが遊んでいる ・散歩に最適 など
	管理	・ゴミが少ない ・管理も少しずつできている など
課題	安全面	・暗い ・開放感がない ・車道に近くて危険 ・夜は怖い ・虫・ヘビ など
	魅力がない	・行ってみたいと思わせるものがない ・ランドマークがない ・目玉がない ・利用者が少ない など
	商業性	・飲食店がない ・売店がない など
	情報発信	・どんなキッチンカーが来ているか分からない ・PR不足 など
	アクセス性 /交通面	・交通手段がない ・まちなかから遠い など
	施設	・駐車場がない ・街灯が少ない ・子どもが遊べる遊具が少ない ・トイレが少ない ・水場がない ・障がいのある子どもが遊べる遊具がない ・トイレの老朽化 ・ベンチ、机、飲食できるスペースがほしい ・ゴミ箱が少ない ・ボールが使えない ・雨除け、日よけがない など
	管理不足	・足元の草花が少ない ・枯れ葉掃除に近所の人が困っている ・草が伸びている ・木が伸びすぎている ・道がガタガタ ・トイレが汚い など

各班の意見

緑地名(案1):杜の浜公園 緑地名(案2):SAKAIDE GREEN BELT 1班

基本的な考え方・空間配置(案)について

- 意見を反映したプランになっている
- 人の生活に必要な要素は揃っている
- 横の長さをうまく使った整備をしてほしい
- 「デパート」ではなく「ショッピングセンター」的になってほしい
⇒目的を持っていく場所
- それぞれの空間に個性が必要
- 行ってみたいと思われる工夫が必要
- 「誰でも！」が逆にコンセプトがぶれる原因になるのは?
⇒それぞれの空間に対してターゲットを決めてターゲット層の近い空間を並べてグラデーションのように配置する
- 外に向けてアピールできるようにする必要がある

動線計画・樹木の基本的な考え方(案)について

- 運河を取り込んだ動線を整備
- 運河の活用・整備
- わざとB地区とC地区を歩いてもらう工夫が必要

緩衝緑地全体の導入機能について

導入したい機能・留意してほしいこと

1位	2位	3位
・まずは市民が喜ぶ公園(ターゲット:市民) ・なるべく制約は少なくする ・駐車場はさぬき浜街道側全体に配置する	・空闇のある屋内空間(各所に) ・トイレと駐車場は離す(トイレ目的に利用される) ・広場と道はフラットに(現状段差がある)	・ナイトウォーク※に最適 ・夜歩いて楽しめる工夫(今は怖くて歩けない) ※夜の森や林の中を歩き夜の自然(暗闇)を感じたりする活動

スポーツ・アクティブ空間

導入したい機能・留意してほしいこと

1位	2位	3位
スポーツメーカーのプロデュース →ヨガなどの企業を誘致し目的を持って訪れる場所にする	・誰でも使えて魅力的なキッチン(BBQなどに使える清潔) ・アウトドアによるプロデュース	※ベジトラグ(イメージ)…立って植えられるプランター

アート・文化空間

導入したい機能・留意してほしいこと

1位	2位	3位
音楽が流れる空間	・気軽にアウトドアできる →手から出かけBBQができる ・外が見える屋内空間	ベジトラグ※の菜園

配置案

- B地区とC地区両方にあってもいい！
- 脇わいの種類が複数あってもいい

アウトドア空間

導入したい機能・留意してほしいこと

1位	2位	3位
・B地区とC地区で展開 ・西運河の近くにアウトドア空間を配置	・誰でも使えて魅力的なキッチン(BBQなどに使える清潔) ・アウトドアによるプロデュース	※ベジトラグ(イメージ)…立って植えられるプランター

睡ねい拠点空間

配置案

- B地区とC地区両方にあってもいい！
- 脇わいの種類が複数あってもいい

キッズ空間

配置案

- アウトドア空間の近くに配置

緑地名:道の駅 グリーンパークさかいで

キャッチフレーズ:市外・県外からもやってくる！来る人みんなが楽しい公園

2班

基本的な考え方・空間配置(案)について

- OK!
- 樹木の基本的な考え方(案)について
 - 両景橋は散策路としてGood！
 - 運河周辺の動線は漁業組合の車が入りしており、歩道もないでの散策路としては危険
 - 海での位置が上がると危険になるのでは
 - 両景橋の傾斜はキツい
 - 自転車が走れる歩行者とは分離した動線もほしい

緩衝緑地全体の導入機能について

順位	導入したい機能・留意してほしいこと
1位	駐車場・トイレはセットで整備
2位	屋内施設・パブリックビューイングが出来るようなモニターを設置
3位	フェンス・高低は空間ごとの用途に合わせて検討(例:スポーツ・アクティブ空間は高いフェンス)

アート・文化空間

順位	導入したい機能・留意してほしいこと
1位	何らかの聖地化(ゆかりのあるもの)・結城友奈は勇者である
2位	ヤドン・坂出まろ・天狗⇒続音寺や綾川を参考に！

B地区

C地区

スポーツ・アクティブ空間

順位	導入したい機能・留意してほしいこと
1位	バスケットコート・フットサル場⇒体育館のようにどちらでも使える形
2位	アスレチック
3位	スケボーパーク⇒オリンピック種目になり注目度高 他にできる場所が少ない

アウトドア空間

順位	導入したい機能・留意してほしいこと
1位	キャンプ・BBQ場
2位	広いドッグラン
3位	釣り堀

配置案

B地区西側(広い場所がとれるから)

賑わい拠点(道の駅)空間

順位	導入したい機能・留意してほしいこと
1位	産直・マルシェ
2位	飲食店・カフェテラス・うどん屋・キッズカーペット
3位	噴水⇒周りにパラソルを置き、子連れの親たちのコミュニケーションの場に

キッズ空間

順位	導入したい機能・留意してほしいこと
1位	屋内遊具(雨の日でも遊べるように)⇒コインロッカーや授乳室を設置
2位	安全対策(例:ラバー、フェンス)
3位	ドーム広場⇒防災対策にもなる！

配置案

C地区東側(商業施設からの流れがある)
B地区(高学年向けのアスレチックなどは既存の遊具があるB地区がよい)
B地区(保育所から散歩に行きやすい)

緑地名:まろっこ〇〇〇公園

企業名

市の事業なので市が企業と連携してほしい！

3班

基本的な考え方・空間配置(案)について

- カフェ導入賛成
- 花壇導入賛成
- 民間活力賛成⇒例:森リントン
- 駐車場について⇒さぬき浜街道沿いではなかったのか？
- 民間活力について⇒若者がチャレンジできる施設へ
- 学生が活動できる場所、スペース(貸しオフィス)を作る
- 全面禁煙にしてほしい
- 有料の駐車場(周りに駐めるから無料の方がいいかも)
- 地区ごとの整備を進めるべき
- モニュメント設置の場合、リピーター率を考慮するべき
- ゴミ箱置くか否か、処分どうするか等のルールの設定
- 散策路と魅力スポット分ける(エリア分け)

動線計画・樹木の基本的な考え方(案)について

- 動線計画⇒施設配置を決定しないと見えてこないので
- 動線計画⇒現状のままのプランであるため、変えるべき
- どこでも歩けるようにしてほしい

緩衝緑地全体の導入機能について

順位	導入したい機能・留意してほしいこと
1位	全面禁煙・公園のマナー遵守・ゴミ箱の設置
2位	B・C地区ごとの分煙・防犯対策
3位	C地区を優先した歩きやすい道整備

B地区

C地区

スポーツ・アクティブ空間

配置案

要素を詰め込みすぎてもよくなのでなし！

アウトドア空間

順位	導入したい機能・留意してほしいこと
1位	BBQ場・キャンプ場・オープンキッチン・坂出でどれた魚を売る施設⇒上記の4施設が一体となるような空間が理想

配置案

B地区(さらいが近いため)

賑わい拠点空間

順位	導入したい機能・留意してほしいこと
1位	森リントン(森×ウェリントン)⇒民間活力の導入
2位	カフェ

配置案

C地区(ウェリントンが近いため)

キッズ空間

順位	導入したい機能・留意してほしいこと
1位	音楽堂の撤去(防犯性を高める)
2位	ボールで遊べる公園(フェンスで囲う)

配置案

C地区(保育園が近くにあるため)

アート・文化空間

順位	導入したい機能・留意してほしいこと
1位	もりの図書館・アート兼ねるベンチ(図書館内)
2位	アート作品(瀬戸芸と絡めて)

配置案

C地区(B地区が賑やかな空間なのでC地区は静かな空間にする)

4班

緑地名:さかいで勇者部の里

基本的な考え方・空間配置(案)について

- 概ね賛成
- 「坂出ならでは」の部分が欲しい

動線計画・樹木の基本的な考え方(案)について

- 概ね賛成
- 両景橋の下を歩けるような整備(またはアトラクション等)
- 両側の木の間伐(北側は防音対策のため現状維持)
- 車道沿いの散策路の安全性を確保する

緩衝緑地全体の導入機能について

■導入したい機能・留意してほしいこと	
1位	公園の聖地化(テーマ化)
2位	・花壇(地元の方との協力) ・キャラのモニュメント ・イベント(始まりは“聖地化”に向けたシンポジウム)
3位	高架

B地区

C地区

スポーツ・アクティブ空間

■導入したい機能・留意してほしいこと	
1位	・スポーツ空間 ・レンタル公園
2位	・ランニングステーション ・運べる遊具

配置案

B地区(野球場などに近いため)
安全性の確保

キッズ空間

■導入したい機能・留意してほしいこと	
1位	年齢に応じた遊具
2位	・水場の整備(きれいな) ・着替え・シャワー等ができる場所
3位	・飛び出し防止柵 ・赤ちゃんの駅(授乳室・オムツ交換)

配置案

B+C地区(育斐館, 坂出保育園)

賑わい拠点空間

■導入したい機能・留意してほしいこと	
1位	部室(拠点施設)※アニメの再現 ⇒交流の場
2位	飲食店(フードコート)※アニメの再現 ⇒アニメ関係メニュー、オリジナル商品

配置案

C地区(坂出駅とのつながり)

アート・文化空間

■導入したい機能・留意してほしいこと	
1位	瀬戸内芸術祭とのコラボ

5班

緑地名:さかいでフォレストタウン

ゾーンごとに名前をつけて親しみを持たせる！(例:キッズの森・憩いの森・スポーツの森 等)

基本的な考え方・空間配置(案)について

- 概ねOK

動線計画・樹木の基本的な考え方(案)について

- 歩行者動線は、公園の中を楽しみながら歩ける方が良い
- 倒木などの危険がないように適切な伐採等の管理
- 適切に伐採し、見通しを良くする
- 道路沿いに駐車場の出入り口を整備すると、渋滞や事故のリスクが懸念

緩衝緑地全体の導入機能について

■導入したい機能・留意してほしいこと	
1位	・四季折々の花を堪能 ・木の開拓と彩りの花を組み合わせる ・イルミネーションやライトアップなどで楽しむを創る
2位	・ウォーキングやランニングのコース(横長の敷地を活かせる) ・花などを歩きながら楽しめる空間とする
3位	きれいでおしゃれな空間 →デザイナーズストア ... トレーが公園のイメージを決める! →おしゃれなごみ箱 ... 分別の意識が高まる →かまどベンチなどで災害時にも利用できる施設

B地区

C地区

スポーツ・アクティブ空間

■導入したい機能・留意してほしいこと	
1位	・需要があり使われるスポーツ施設 (バスケットやフットサル、若者の意見を確認する)
2位	・様々なスポーツが楽しめる施設(屋内又は屋根付きが理想) →タンクコート(ゲートボールより競技人口が多い。番の州で大会あり)
3位	誰でも使える、複合的に使える施設 →ボール遊びができる広場(年齢層が広がる) →レンタル公園、インフレーム遊具(誰もが利用できる、家族、年齢層に限らずみんなと一緒に利用できる)

配置案

アクセスや治安の面から西側に目的を持った施設として配置

アウトドア空間

■導入したい機能・留意してほしいこと	
1位	BBO場、ティキャブン場 (定番人は絶対集まる、交流の場) →火を使うことから火事などが不安
2位	親子やペチコを連れて楽しめる空間 ・アスレチック ・ドッグランと犬専用のフォトスポット(ペットと遊べる、写真を撮れる場所)
3位	サウナ (森の中のサウナ、水着で使えるサウナなど特徴を持たせる!) →実現は難しいけれどないが、遊んで汗を流す場所として →燃しの樹さらいさんによる薪割搗を掛け、坂出地内支店を出してもらう

配置案

さらいさんの近く(遊んですぐに入れる)

賑わい拠点空間

■導入したい機能・留意してほしいこと	
1位	・カフェテラス (常にオープンしている施設が必須)
2位	・産直マルシェ等を開催するイベントスペース ・広場、テラス、ベンチ(ハンバーガー、うどん、カフェ等を提供)
3位	中心部のイメージを形成するモニュメント (写真をとって、SNSにあげたくないようなもの)

配置案

坂出駅とのアクセス

キッズ空間

■導入したい機能・留意してほしいこと	
1位	幼児向け遊具 (安全性と楽しみのバランス)
2位	音楽堂の再整備と活用 (発表する)という目的の場

配置案

坂出保育園と育斐館からのアクセス

緑地名:びっぴパーク ※子どもはうどんをびっぴと呼ぶので

6班

基本的な考え方・空間配置(案)について

- 人、車の入口を増やす(浜街道側に)
- 浜街道側からの入口を増やす
- B地区:浜街道側を全面駐車場化
- C地区:駐車場+トイレをスポット的に分散して配置

動線計画・樹木の基本的な考え方(案)について

- 宅地側(南側)は地元の意見を聞く(樹木について)

緩衝緑地全体の導入機能について

位次	導入したい機能・留意してほしいこと
1位	駐車場 ・駐車(輪)場とトイレは近くに設置 ・トイレ:老若男女だれもが使えるもの ・トイレ:子どもが喜ぶ入って使って嬉しいデザイン
2位	昼夜ともに明るさの確保 (日中:開けた場所、夜:街灯) ・明るく、見通しの良い木の間伐、芝生、街灯 ・街灯、ライト(デザイン性があればより良い!)
3位	ベンチ ・モニュメントにもなる ・オリジナル(瀬戸大橋、坂出三金時)
その他	花壇(ハーブ等、English名の表記) ツリーハウス(今この木を活かす) 街灯・ライト(デザイン性があれば、より良い) 桜広場+芝生

スポーツ・アクティブ空間

位次	導入したい機能・留意してほしいこと
1位	アスレチック ・小学生以上の子向け ・間伐した木を利用する
2位	配置案 B-1 B地区西側(通りが少なめ)
3位	ドッグラン

賑わい拠点空間

位次	導入したい機能・留意してほしいこと
1位	・道の駅 ・産直マルシェ
2位	・カフェなど飲食施設 ・建物
3位	トドグラン

キッズ空間

位次	導入したい機能・留意してほしいこと
1位	・本が読めて中でも遊べるキッズスペース+飲食スペース ・絶対屋内 ・ガジェなどが入っているメイン施設
2位	・幼児向け遊具(モニュメント兼ねる) ・うどんのすり鉢のアート地獄 ・瀬戸大橋のターザンロープ ・幼児向け遊具のある芝生公園(シロツメクサ)
3位	・建物 ・子どもたちのための柵を設ける (クローバーを植える)

配置案

C地区(まろっこパークに隣接)

キャッチフレーズ:どんな世代にもやさしくて癒されて楽しい公園

7班

基本的な考え方・空間配置(案)について

- 目玉になるトガリが欲しい
- モニュメント できても最初だけ?
- 誰もが人を呼び込む誘因
例:道の駅兼産直+スクバ等
- 周辺のお店(ハンバーグ屋・ケーキ屋)のものを食べられる
スペース+ティーアウト

動線計画・樹木の基本的な考え方(案)について

- 橋を通らせるための仕掛け(アート・景色)
- 樹木の整備のやり方見直しが必要
(枯れ枝が木に引っかかって茶色く見える)
- 両景橋東側の道は心理的に通りづらい

緩衝緑地全体の導入機能について

位次	導入したい機能・留意してほしいこと
1位	・基本的な環境整備 ・駐車場 ・トイレ・手洗いの整備 ・間伐
2位	・継続的に人を呼び込むコンテンツ(誘因) ・インスタ映え
3位	・広報計画・PR(観光協会との連携) ・ボランティアで清掃(横木公園や音楽堂)

アート・文化空間

位次	導入したい機能・留意してほしいこと
1位	瀬戸内芸術祭の会場にする

配置案

B-C地区的両景橋東西エリア

スポーツ・アクティブ空間

位次	導入したい機能・留意してほしいこと
1位	・常時スポーツができる空間 ・世代を超えてスポーツで交流
2位	・回帰世代が楽しめるスポーツで健康 増進

配置案

B地区(地域の方がゲートボールなどをしている)

アウトドア空間

位次	導入したい機能・留意してほしいこと
1位	アスレチック
2位	ドッグラン
3位	菜園

賑わい拠点空間

位次	導入したい機能・留意してほしいこと
1位	・周邊のお店との連携 ・外での飲食
2位	瀬戸芸期間中に学生のチャレンジ ショップを開催

配置案

C地区(駅からのアクセスが良いから)

キッズ空間

位次	導入したい機能・留意してほしいこと
1位	・既存の遊具の再整備 ・遊具を増やす ・インクルーシブ遊具
2位	・赤ちゃんの駅 (遊びながら休憩、オムツ替え) ・遊具の傍に休憩場所

配置案

B-C地区共通
エリアごとに遊具のテーマを変えて分散させる

9 課題

現況分析やワークショップでの意見に基づき、課題を整理した。

(1) 安全面・防犯面

- 木々が茂り、街灯もないため暗い印象を与えるとともに、防犯面での不安を近隣住民に与えている。
- 交通量の多いさぬき浜街道に隣接しているため、子どもを遊ばせる上で交通事故の不安がある。
- トイレなど緑地内の設備が老朽化している。また、バリアフリーに対応しているトイレが1カ所しかない。
- ベンチなどの設備が不足している。
- 隣接する街区公園の施設（音楽堂）などが老朽化している。



内部の様子



さぬき浜街道に隣接

(2) 魅力・情報発信

- 暗い印象から利用者も少なく、訪れる目的となるものが不足している。
- 長大な敷地に対して広場の空間が少なく、活動の自由度にも欠けている。
- 坂出北 IC のフルインター化に伴い、さぬき浜街道の交通量の増加が予想されるが、生い茂った木々によって遮られており、立ち寄ってみたいと思わせる魅力を十分に発信できる状況にない。
- P R や情報発信も不足している。
- 同じような景色の連続で、魅力が不足している。

(3) 交通アクセス

- 隣接する街区公園を含め、駐車場が不足しており、利用しづらい状況にある。
- 西大浜緑地（B地区）と東大浜緑地（C地区）は運河によって分断されており、現状では運河の周りを歩くか、両景橋を渡る必要があるため、東西の回遊性確保の障壁となっている。
- 案内サインや誘導サインが不足している。

第3章

再整備基本計画

1 基本的な考え方

課題に対して、「坂出駅周辺再整備基本構想」の重点地区としての方向性を目指すための基本的な考え方を検討した。



2 再整備の方策

基本的な考え方の3つの方針を実現するための方策を以下に示す。

方針1 いつでも、誰でも安全に安心して利用できる緩衝緑地の再生

樹木の適切な配置

樹木の適切な配置により、良好な見通しと安全性を確保するとともに、良質なみどり環境を創出する。また、樹木の再利用を検討する。

基本的な機能の強化・再整備

老朽化が進んでいるトイレや手洗い場、街区公園の遊具などは再整備を行うと同時にインクルーシブデザインの視点も含めた施設・空間整備を検討する。

有事の際の活用

有事の際の避難場所としての活用を視野に入れた検討を行う。

方針2 坂出市の玄関口となる魅力づくり

ゆとり空間の配置

隣接する街区公園と一体的な整備を行い、各種スポーツやアウトドア活動、健康増進など多様なニーズに対応するゆとり空間の配置を検討する。

利用者の来訪目的となる機能の充実

飲食施設などの休憩スペース、年齢に応じた遊具のある子どもの遊び場、落ち着いてアートや文化を楽しむ空間など、緩衝緑地への来訪目的となるような施設・空間を整備し、にぎわい創出を図る。

坂出らしい個性あるテーマ設定

坂出市を舞台としたアニメや特産品（坂出三金時）、ご当地キャラ、緩衝緑地や西運河入船エリアの歴史的背景などを活用し、坂出の魅力を発信する場とする。

民間活力の活用検討

多様化する利用者ニーズに応じ、緩衝緑地全体の魅力向上を図るため、民間活力や周辺の地域資源の活用を検討する。

方針3 つながりを強化する

回遊性の高い散策路の整備

東西（東大浜緑地・西大浜緑地・西運河入船エリア）と南北（坂出緩衝緑地とJR坂出駅）の動線を、歩行環境の改善、案内サインの設置などにより歩いて移動し、楽しむことが出来るよう整備する。散策路沿いには、回遊の楽しみを演出するポケット空間となる魅力スポットの配置を検討する。

基本的な機能の強化・再整備

主にさぬき浜街道から新たな利用者を呼び込むため、駐車場や駐輪場を配置し、循環バスなどの公共交通との連携を図る。

3 ターゲットと必要な機能の整理

3-1 ターゲット

現況や課題、ワークショップの意見等を整理した結果、以下の4つのターゲット像が浮かび上がってきた。

・広域(県外・市外)

坂出北ICのフルインター化に伴い、交流人口の増加が予想されるため、「県外」、「市外」の人々をターゲットとする。

・学生・若者

市内にある4つの高校をはじめ、複数の小中学校があることから「学生」、「若者」をターゲットとする。

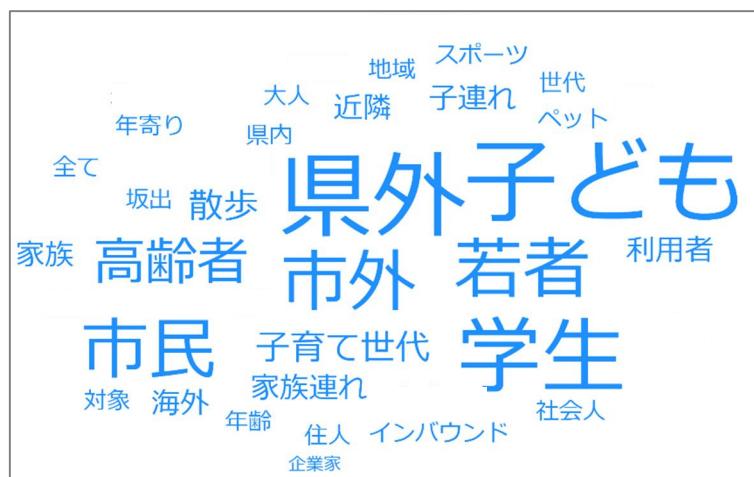
・子ども・子育て世代

中心市街地において、子どもを安心して遊ばせることができる空間が求められていることから、子ども・子育て世代をターゲットとする。

・地域の人々

住宅地に近い中心市街地に位置することから、日常的な利用者である地域の人々をターゲットとする。

これら4つの「広域(県外・市外)」、「学生・若者」、「子ども・子育て世代」、「地域の人々」をメインターゲットとして設定し、各ターゲットのニーズ等を検討し、坂出緩衝緑地の再整備方針を検討することとする。



ターゲットに関する意見のテキストマイニング結果

出典：ユーザーローカルAI テキストマイニングによる分析

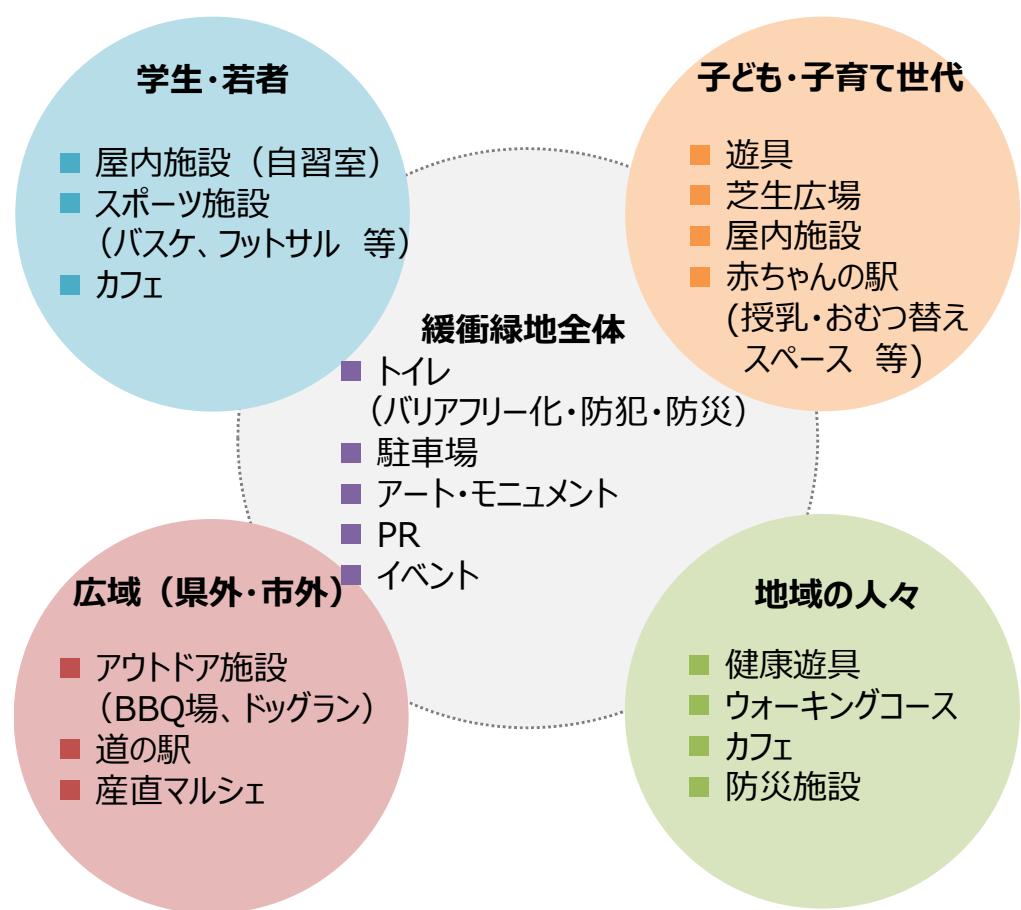
(<https://textmining.userlocal.jp/>)

※出現頻度が高い単語ほど文字サイズが大きく表示される

3-2 必要な機能

4つのターゲット層向けに、“必要な機能”を整理した。

ワークショップでは、「坂出市を舞台とするアニメの聖地化」や「新たなネーミングの設定」などの意見が出ており、緩衝緑地全体の再整備に係るテーマ設定を行う必要があると考えられる。



4 ターゲット設定と緩衝緑地活用のイメージ

ターゲット毎の緩衝緑地での過ごし方のイメージを整理した。

	学生・若者	子ども・子育て世代	地域の人々	広域(市外・県外)
アート・文化空間	文化活動を行う 	アート作品の展示 		もりの美術館 
アクティブライト空間	多様な世代のスポーツ・運動 	犬の散歩やウォーキング・ジョギング 		自由に体を動かす 
アウトドア空間	友人・家族と団らん 	自然と触れ合う空間 		ペットと楽しむ 
賑わい拠点	カフェ等の飲食店 	産直・マルシェなどの商業機能 		イベントの開催拠点とする 
キッズ空間	遊具や広場での遊び 	年齢に応じた遊び場の提供 		授乳やオムツ替えをする 

5 空間配置イメージ

検討結果をもとに、空間配置イメージを整理した。



	アート・文化空間	スポーツ・アクティブ空間			
イメージ					
方向性	坂出らしいアートや文化を楽しむことができる空間	多様な世代の市民がスポーツや運動を楽しむことができる空間			
配置の考え方	B地区 豊かな自然環境と長大な空間をいかし、回遊するアート空間を検討する	B地区 既設の街区公園を一体的に活用することでスポーツ施設に必要となる敷地確保ができる			
求められる機能	<ul style="list-style-type: none"> ●瀬戸内国際芸術祭との連携 ●郷土の芸術家の作品展示 ●アニメなど坂出市にゆかりのあるものの聖地化 	<ul style="list-style-type: none"> ●常時スポーツができる空間 ●需要があり使われるスポーツ施設 ●誰でも使える複合的な施設 ●団塊世代がスポーツできる空間 			
想定される施設・設備	<ul style="list-style-type: none"> ・もりの美術館 ・アート作品 ・音楽が流れる空間 ・アートを兼ねたベンチ ・高校生の作品展示 ・触って遊べるモニュメント ・もりの図書館 ・坂出今昔展 	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・銅像巡り ・創作イベント ・自習室 ・カフェ ・休憩室 </td><td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・バスケットコート ・フットサルコート ・アスレチック ・レンタル公園 ・ペタンクコート ・ゲートボール場 ・プール ・スケボーパーク ・パークゴルフ場 ・ランニングス ・テーション ・健康遊具 </td><td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ遊具 ・芝生広場 ・屋根付き広場 ・スポーツメーカーとの ・トイアップ ・ボール遊びできる広場 ・ひみつ基地 ・スポーツ用品のレンタル ・運べる遊具 </td></tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ・銅像巡り ・創作イベント ・自習室 ・カフェ ・休憩室 	<ul style="list-style-type: none"> ・バスケットコート ・フットサルコート ・アスレチック ・レンタル公園 ・ペタンクコート ・ゲートボール場 ・プール ・スケボーパーク ・パークゴルフ場 ・ランニングス ・テーション ・健康遊具 	<ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ遊具 ・芝生広場 ・屋根付き広場 ・スポーツメーカーとの ・トイアップ ・ボール遊びできる広場 ・ひみつ基地 ・スポーツ用品のレンタル ・運べる遊具
<ul style="list-style-type: none"> ・銅像巡り ・創作イベント ・自習室 ・カフェ ・休憩室 	<ul style="list-style-type: none"> ・バスケットコート ・フットサルコート ・アスレチック ・レンタル公園 ・ペタンクコート ・ゲートボール場 ・プール ・スケボーパーク ・パークゴルフ場 ・ランニングス ・テーション ・健康遊具 	<ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ遊具 ・芝生広場 ・屋根付き広場 ・スポーツメーカーとの ・トイアップ ・ボール遊びできる広場 ・ひみつ基地 ・スポーツ用品のレンタル ・運べる遊具 			



アウトドア空間	賑わい拠点空間	キッズ空間		
自然と触れ合うことで、非日常的な余暇活動を楽しむことができる空間	坂出緩衝緑地の玄関口として賑わいの拠点となるシンボル的な空間	子どもを安心して遊ばせることができる主に幼児～児童向けエリア		
B地区 既存の木々や緑と近接する水辺(運河)空間をいかす ●親子やペットを連れて楽しめる空間 ●気軽にアウトドア活動ができる空間	C地区 既設のまろっこパークとの連携や坂出駅との動線に近いため ●産直・マルシェなどの商業施設 ●飲食店(カフェなど) ●周辺の店舗との連携	C地区 賑わい空間と一体的に検討することで、ファミリー層が利用しやすくなる ●幼児向け遊具 ●赤ちゃんの駅 ●安全対策(防護柵・ラバー) ●音楽堂の対策(再整備・撤去) ●屋内施設(遊具・飲食スペース)		
<ul style="list-style-type: none"> キャンプ場 BBQ場 オープンキッチン ドッグラン アスレチック 菜園 エディブルガーデン ベジトラグ 釣り堀 RVパーク(車中泊施設) 	<ul style="list-style-type: none"> サウナ アスレチック小屋 坂出で獲れた魚を売る施設 デイキャンプ場 外が見える屋内空間 アウトドアメーカーによるプロデュース 	<ul style="list-style-type: none"> 広場 テラス モニュメント 拠点施設 カフェ 自習室 休憩室 道の駅 市民講座 図書館 レストラン うどん屋 	<ul style="list-style-type: none"> ハンバーガーショップ 屋内遊具 子育て支援施設 赤ちゃんの駅 商業施設 キッズスペース シンボルの建物 店舗 噴水 チャレンジショップ アニメの再現 	<ul style="list-style-type: none"> インクルーシブ遊具 芝生広場 水遊びできる噴水 ドーム広場 ボールで遊べる公園 年齢に応じた遊具 着替えやシャワーが出来る場所 遊べるモニュメント

※写真の施設、空間等はイメージであり、決定した事業計画ではない。

坂出市 政策部 公民連携・DX推進課

〒762-8601 香川県坂出市室町二丁目3番5号

TEL: 0877-44-5080

<https://www.city.sakaide.lg.jp/soshiki/kouminrenkei/>

